

令和4年3月3日
午前10時開議

議 事 日 程

1 一般質問

本日の会議に付した事件

1 一般質問

会議に出席した議員

1 番	松 浦 崇 志	2 番	出 原 賢 治
3 番	森 田 哲 夫	4 番	吉 田 正 之
5 番	長谷川 正 信	6 番	玉 田 正 典
7 番	上 山 隆 弘	8 番	中 薮 清 志
9 番	堀 卓 史	10 番	首 藤 佳 隆
11 番	清 原 良 典	12 番	井 村 淳 子
13 番	藤 澤 元之介	14 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	清 水 美 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	服 部 千 秋	副 町 長	杉 原 勝 由
教 育 長	檜 野 正 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
教 育 次 長	栗 岡 正 則	財 政 課 長	佐々木 信 人

（開議 午前10時00分）

○議長（中島貞次） 皆さん、おはようございます。

令和4年第2回太子町議会定例会第2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第2回太子町議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（中島貞次） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。

また、時間制により質問を行うこととなっておりますのでよろしくお願いします。

なお、当局の答弁は、新型コロナウイルス感染症予防対策により、着席したまま行ってください。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、社会福祉法人太子町社会福祉協議会の再建計画はどのようになっているかを問います。

令和3年12月議会で社会福祉協議会の再建計画をつくるように言ったが、できたか。できたとの話は全く聞いていないし……

○議長（中島貞次） 途中ですいません。吉田議員、もうちょっとマイクを近づけてお願いします。

○吉田正之議員 初めからやり直します。いいですか。

○議長（中島貞次） はい。

○吉田正之議員 社会福祉協議会の活動は、太子町の社会福祉の在り方に大きな影響を与え、再建計画を明確にできていないのは、太子町が今後の社会福祉の在り方について明確にできていないためであり、社会福祉協議会の方向性を明確にできないことになっている。町は速やかに社会福祉の在り方を明確にすべきだ。

次に、問題なのは役員の選任方法である。連合自治会長を退任した人が社会福祉協議会の理事長になり、理事長には年間24万円の報酬が出ている。他の役員には報酬がない。このような取決めになっているが、非常に疑問である。説明を願いたい。全てボランティアであるため、無責任集団になっているのではないか。誰もがこの赤字に対して責任を取らない。事務上の誤りがあって法人に損害が出ていても、誰も責任を取らない。

私も他の社会福祉法人の監査委員をしているが、その法人からは安い報酬を頂いている。そのため監査委員としての責任があり、職務を全うしている。はなから無償と言われたら、私は監査委員は受けない。その理由は、無償であっても法的に明確な根拠がない限り、責任は追及されるからです。この法人が多額の損失を出したら、最終的に誰が責任を追うのか。報酬をもらっている理事長だけか。回答をいただきたい。また、監査委員も、今回のように多額の赤字を出しているのに監査報告で赤字を出しているが問題ないと書いたら責任を問われる。回答をいただきたい。

このような問題が放置されているのは、結局は町長の政治姿勢の問題があるからではないでしょうか。この際、町長からもはっきりした答弁をいただきたい。

以上です。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 社会福祉協議会の経営再建計画につきましては、さきの12月議会における一般質問にて御説明させていただいたとおり、第5次地域福祉推進計画の令和4年度中の策定に当たりまして、財政健全化・経営安定化の項目を設けることを計画している状況でございます。

そして、社会福祉協議会の財政健全化・経営安定化の方針案が議案として12月16日に開催されました理事会に提案されました。理事各位からは、将来予測が不明瞭である、採算性の採れる新規事業の検討が必要である、人件費、補助金、会費の見直しは行わないのかなどの意見が提出されたため、現在4年度の理事会へ提案できるよう修正案を作成中との報告を受けております。

方針案に対する協議内容につきましては、1月18日に開催されました評議員会にて報告され、了承されたと報告を受けております。また、1月の全員協議会におきましても、その内容は報告

されているかと存じます。

次に、役員の選任方法につきましてでございますけれども、太子町社会福祉協議会役員選任規程におきまして、理事及び監事の選出区分並びに人数が規定されております。評議員会にて選任されることとなっております。

また、12月の理事会においても運営上の責任者は事務局ではなく理事であり、仮に損害賠償請求が生じたとしてもその責任は理事にあるとの意見も提出されておりますので、無報酬であっても皆さん責任を持って理事に取り組んでいただいていると考えております。

次に、役員の無報酬の経緯につきましてでございますけれども、過去の役員会の会議録によりますと、昭和63年度に会長月額2万円、副会長、それから理事、評議員が1回1,000円の報酬の予算化を検討されましたが、役員会では会長報酬のみとする結論となっております。これは報酬の財源が住民から寄せられた貴重な社会福祉協議会会費であり、報酬より無償での社会奉仕に思いの重きを置いていると読み取れる役員の協議内容でございました。その後にも報酬に関する協議はございましたけれども、むしろ財政状況から会長報酬を減額する協議内容であったとの報告を受けております。

法人運営の詳細につきましては、法人運営に係る重要事項の議決機関は評議員会でございますので、法人業務執行の決定機関は理事会であることから、おのおのの機関で協議を行っていただいております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 すばらしい理事の皆さんの崇高な理念で無償で、それで損害が発生した場合は理事が責任を負わなければいけないというようなことです。

ある大阪の社会福祉法人では、理事に対する責任が問われたときの損害賠償の保険に入っているのですよね。そういうようなことがある。そのように損害が現実に関社会福祉法人にも損害が出てますよね、給料の誤りで。こういうような問題が出てきたときに、理事はそれでも承知でやっていたらいいんやから、こんなにすばらしい崇高な考えはないと思いますけど、その辺のところもう一度お尋ねしますが、それでも今後ともそれでやっていただけるということでよろしいですね。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 万が一、損害賠償請求による一般不法行為責任あるいは第三者に対する損害賠償責任に対処するため、役員損害賠償責任保険、これに現在も加入しております。来年度もこれに加入する予定と聞いております。

○吉田正之議員 いや、保険入って……

○議長（中島貞次） ちょっと待ってくださいね。続きがあるのですね。ちょっと当局から続きがあるそうです。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 保険は現在も入ってございまして、来年度も引き続き加入する予定と聞いております。

それから、報酬につきましては、理事会への議案提出あるいは評議員会への提出をもって決まるものでございますので、それは理事会あるいは評議員会の中でまた議論されるものと考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 じゃあ、保険入っているということはちょっと私も承知してませんでしたので、

入ってるというのはええことやろうと思いますけどね。

ただ、私が一番気にしてるのは、無報酬だから責任ないというふうに思われないうことなんです。この際ですから、理事の皆さんに無報酬であっても責任はきちっと問われますからということ再度確認をしておいていただいたらと思います。

それと、過去に太子町の監査委員の方から監査報告書が出てますよね。こういう問題があるから計画をつくりなさいというようなことが、これ太子町のホームページにも載ってますよね。これに対して、改善せえというようなことが出てるわけですけども、これはいつ出たのですかね。令和2年10月に出とんですよ、監査がね。それに対して、改善計画をつくるのがいまだにごちゃごちゃまだ決まらないというのは、あまりにも時間がかかり過ぎているんじゃないかなというふうに思いますけれども、これやっぱり町のほうからのそういう指導がきっちりできないことから、何をやったらええか分からへんのんちゃうんかなと。私も評議員で1回行ったことあるんですけど、何をやっていいんかよく分からないような話でしたので、だからその辺のところ、町のほうがしっかりと方向性を示してあげないから、なかなか難しいんやないかなというふうに思いますけど、その辺は町としては方向性を示していたのですか、改善するのに。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ちょうど昨日なのでございますけれども、ちょうど理事会が開催されて、その中で社会福祉協議会経理規程の一部改正ということで、監査のほうから御指摘がございました事業区分の変更等、それは生活支援体制整備事業でございますけれども、社会福祉事業から公益事業のほうへ移すようにという御指摘に基づきまして議案が提出されてございます。

この手続につきましては、県のほうへ申請し、既に法務局への手続も2月7日に完了してると報告を受けております。理事会の中では、その規程等は可決されましたので、今後評議員会のほうへかけて、正しい経理規程で行われるものと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 社会福祉協議会にはいろいろ問題があるというのが、これもう各地方でなっていて、4つの大きな問題点が指摘されてるのですよね。地域福祉を推進する団体が多様化し、社協が相対化されるとともに、存在意義、独立性が問われるようになった、受託事業の実施が経営上不可避であるため事業化が進み、制度的なサービスが中心となり、制度外を含めた地域社会の推進に支障を来す社協も出てきた、財源面では多くを行政からの補助金に依存しており、自治体の財政の悪化に左右される状態となっている、平成大合併により市町村、社協も合併し、事業の地域化、人員削減、補助削減、サービスの整理、統合などのマイナス影響が出ているというような、これ国かどこか、そういうところでこういうことが今言われてるみたいです。

特に、社会福祉協議会の会員数が全国的にどんどん今減ってるような状態なのですよね。太子町はそう言ってもそんなに減らずに何とか維持しているようですけども、若い人がほとんどこの社会福祉協議会に対して興味を示さない。そういったことから、この社会福祉協議会の会員をもっと増強をしていくというようなことも、これ考えていかなあかんのやないかなというふうに私は思います。

というのは、これ太子町社会福祉行政の実際の実務的なところを社会福祉協議会が多くを肩代わりしてやってくれとうわけですよ。だから、社会福祉協議会がおかしなことになるたら、町の社会福祉そのものがおかしくなってしまう。

だから、何としてもこれをいい方向へ持っていかないと、それがこの3月の決算はどうなるん

か私も知りませんが、毎年毎年何千万円の赤字を出してきて、やがてこのままいったら破産するようなことになってしまってる。これとんでもないことになるんじゃないかなと。だから、私は心配してこれを問うてるわけでありまして、役員の問題にしても、理事長は自治会長を辞めた人になるというような、そのようなやり方というのは、果たしてそれが本当にいいのかどうか、それは時代に今即しているのかどうかというふうに私は思います。何か連合自治会長をやったお駄賃に、2年間ここで報酬、僅かですけれどもらって、しばらくおってくださいというような、そんなふうに見えるのですけどね、実態はどうか知りません。でも、理事長というたらやっぱり社会福祉のことにたけた人でなかったら私はあかんと、連合自治会長みんながそうだと私は思えない。その辺のところも併せてちょっとお答えいただけませんか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今御質問の内容で、理事長につきましては自治会経験者がある程度任期を経た後、順繰りにされてると。社会福祉にお詳しくないのではないかと、そういう方が適任なのかというような御質問かと思います。

まさに、今社会福祉の問題というものに精通した方が望ましいというのは、それは理想だと思います。

ただ一方、社会福祉協議会が各会員からお金を頂いて会費で賄っている部分もあるという面もございますので、そういう側面から自治会経験者が理事長になられると、会長になられるというような経緯でございますので、今後そこら辺は社会福祉協議会とこちらは相談という格好になるかと思うのですが、少し問題について共通認識をさせていただいてというところで考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 人事の問題についてはいろいろあると思いますけれども、やっぱり組織ですから、組織というのはやっぱり人事がしっかりしとかんとうまく回っていかないというふうに思います。

結局、社会福祉法人がこんなにたくさん赤字出したというのは、時代の流れに対応できてない、だからずっと年々赤字赤字赤字ということで、過去にあった利益をどんどんどんどん食い潰していった、こういうことで、もうあんまりないよというところへ来てしまってるのですよ、今ね。だから、財政だけ見るのではなくして人事全体を見て、その適任者を選んでいくということをししないと、どんな組織でもうまいこといかないと思います。1つ、その辺のところをしっかりと考えてやっていただきたいと思います。

これ、今度の予算委員会で、また予算3,000万円ぐらいつけとんでしょうけど、その辺のことについてもまた予算委員会のほうで詳しく聞かせていただきますから、ひとつよろしく願いいたします。

次に、公会計システムの……

○議長（中島貞次） すいません。途中で申し訳ないです。

この通告書の中に最後に町長からも答弁をいただきたいということがありますので、どうされますか、答弁求めますか。

○吉田正之議員 する気ないのでしょ。答弁は欲しいですけど、積極的にする気がなかったら私はもういいです。

○議長（中島貞次） 町長、どうされますか。

○町長（服部千秋） いいと言われているから。

○議長（中島貞次） いいですか。

続いて、2番に行ってください。

**○吉田正之議員** 町長、そういうことで全く答えてくれずというふうな、あまり期待してませんし。

給食に公会計システムを導入するということですが、学校給食の公会計へのスケジュール化が示されました。私のような会計をなりわいとしている者から見れば、大変望ましいことである。

しかし、導入したからといっていいものではなく、これを導入するに至った経緯とか、改めてちょっと問わせていただきます。

(1) 公会計システムをなぜ導入するに至ったのか。

(2) この会計システムは恐らく原価計算システム等を考えられていると思うが、どのようなシステムなのか。

(3) 原価計算システムに給食費の徴収システム等、幾つかのシステムが付随すると想定するが、付随システムはどのようなものがあるのか。それらの連携はどのようにになるのか。

(4) プロポーザル方式で行うとしているが、このシステムに期待することはどのようなことか。システム仕様書は既に出来上がっているのか。

(5) 公会計化に向けた移行スケジュールに「食品調達方法の整理、食材調達の仕組みの検討」とあるが、これらを行おうとすれば納入業者との事前の打合せなどが必要となる。給食メニューの作成や材料の調達方法、時期、事前予約で発注することによる無駄の発生と購入価格の引下げなどのバランスを考える運営方法などの仕組みとA Iを取り入れることなどいろいろ考えなければならないと思うが、それらに対してどのように考えているのか。

以上、よろしくお願いします。

**○議長（中島貞次）** 教育次長。

**○教育次長（栗岡正則）** それでは、お答えさせていただきます。

まず、公会計を導入する経緯についてでございます。

学校給食法に基づき、学校給食の実施に必要な施設あるいは設備に要する経費並びに運営に要する経費は学校の設置者である町が負担し、学校給食費については学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担することになっております。

本町の学校給食費は、現在幼・小・中において口座振替または現金で集金したものを集計、管理し、それを給食センターへ送金、そこから食材業者へ直接支払う私会計方式としております。しかしながら、教職員が毎月給食費を徴収し、未納者がある場合には督促等をしなければならず、この業務が大変負担になっております。また、未納金等の現金での集金は安全管理上の課題があること、未納金の状況によっては食材業者への支払いが滞ること、こういった問題がございます。

こうした中、文部科学省が2019年7月に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を策定、公表いたしまして、全国の地方公共団体に対し、公会計化を推進するよう通知したことにより、本町においても公会計化を導入することにいたしましたのでございます。

続きまして、(2)のこの会計システムはどのようなシステムか、原価計算システム等を考えているのかということでございます。

この会計システムというのは、学校給食費の徴収、管理に特化したものでございまして、学校給食費の収納の管理、学校園ごと、金融機関ごとの情報の管理、児童・生徒ごとの給食を取った回数の管理、口座振替の引き落としデータの作成機能、未納者への納付書の作成機能、こういった機能を有するシステムを検討しております。

議員仰せの原価計算システムというのは、原価計算であったり、また収益性を判断する損益分析を行えるシステムのことかと思われませんが、当センターでの導入というのは考えてございません。

(3)の給食費の回収システム等に幾つかのシステムが付随しているかという点でございます。

今回のシステムは、学校給食費の徴収、管理に特化したシステムでございますから、金融機関での振替ができなかった場合の再度の納付書等の作成等は必要であると考えてございます。

(4)のプロポーザル方式についてこのシステムに期待することは、また仕様書等とはいうことでございます。

導入予定のシステムは、学校給食費の徴収、管理に特化したものを検討しております。そのため、正確な収納状況の把握により給食費の徴収事務の効率化が期待できます。

なお、システム仕様書につきましては現在検討中でして、他市町のシステムを研究しながら今後作成する予定でございます。

(5)の食材調達方法の整備、仕組みについてでございます。

まず、食材調達方法でございますが、パン、牛乳につきましては兵庫県の体育協会が業者及び単価を決定しております。精米につきましては、単価を県体育協会が決定し、町内の登録業者からその価格にて購入しております。しかしながら、全てを充足することはできませんので、町業者で賄えない分につきましては、県体育協会指定の業者から納入をしております。また、野菜や肉、魚等につきましては、毎年登録していただいている業者から見積書を徴し、入札という形を取っております。

これまでの私会計で食材調達業者の選定につきましては、給食センターの基準で行われましたが、公会計になりますと地方公共団体の財務会計ルールによる食材納入業者の決定あるいは調達方法などへの新たな対応が必要になるのではと考えております。

いずれにしても、食材の安全性を確保し、旬の地場産や国内産を優先させる考えの下、産地、品質、価格等を総合的に勘案して選定しておりまして、公会計になりましても引き続き安全・安心な給食を子供たちに届けてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

今の話では、職員、先生の負担がちょっとでも軽くなる、これ大変やと思うのですよ、先生ね。それがなくなるということにおいては非常にいいことやないかなということで、先生に現金で集金さすというのは、いろんな問題、事故があるかもしれません。だから、こういうことを早いことなくしていただきたいなあと、この辺のところはいいわけですがけれども、原価計算システム、ここは考えてないということですか。

給食費、給食のこのシステムを入れるから、我々はすぐ原価計算、原価計算は何で入れるかというたら、基本的には能率がそれだけうまくいってるかどうかというのが原価計算のもともとの考え方なのですよね。だから、そういう原価計算をきっちりすることによって、本当に最適な能率のいい供給体制でちゃんと供給できてるかどうかということなのですから、今のちょっと、私もびっくりしたのですが、この公会計システム、この中にこの原価計算というのは全く考えられませんか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） あくまでも徴収した食材費は食材費のみに充てておりまして、県下市、町でもそういったシステムを入れているところは今のところ確認はできておりません。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 この(5)のこの食材の調達とも関連するのですが、私お客さん等によくこういう給食やそういうところに卸している人と話をするのですが、どうしたら安く提供できると言ったら、1年間のスケジュールで言うただけきっちり買ってくれたら安くできるというてましたけど、結局この原価計算も同じことなのですよ。それがちゃんとそういうふうにしてるかどうか評価するということでもありますし、また先ほど、この納入業者等の、いろいろ言われましたけど、そういうパンとか牛乳とか、いわゆるもう大体安定したもの、今小麦が大変上がって何かややこしいことになってますけど、むしろ野菜とか魚とか、こういうのはそのときの相場で物すごく上下するわけですよ。

こういうことについてどうですかと言ったら、こういうのんでもやっぱりある程度事前にしっかり注文をいただいて、それできっちりその数量を取ってくれたら安く提供できる方法は幾らでも考えられますというようなこともありましたので、この(3)と(5)というのはそういう意味においてもぜひ一度お考えになって、材料の調達をするということにおいてぜひ一度、もうちょっと会計の発想から考えていただいたらどうかなというふうに思いますが、最近はA Iとかそんなんがどんどん入ってきて、予測する計算まで今ある程度できるのですよね。そんなんが今最近入ってきてますから、その辺のところも踏まえて、もうちょっとこうお考えになったらどうかなというふうに思いますが、いかがですか。もういきますか、そのとおりで。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 当センターの私会計の運用は昭和48年以降、おおむね変わらずやってきました。議員仰せのとおり、時代の変化に対応できてるかどうかというのは当然検証しなければなりませんし、今回公会計にするということで町の財務規則等を運用できるものがありますから、議員仰せのことを参考にさせていただきながら会計の明朗化を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ありがとうございます。

会計のシステムというのは西暦からいうたら1,500年ぐらいの歴史があって、何でこれが出てきたかというたら、事業がちゃんともうかってるかどうかという計算する仕組みなのですよ。原価計算のシステムは、産業革命のときにできとんですよ、イギリスの産業革命。あのときに何でイギリスがあれだけ工業が発達したかというのは、この原価計算システムがあったからというふうに言われてます、裏の事情としてね。

だから、会計システムというのは能率を測定するのに一番いい方法ですので、だからぜひそういうようなことにして考えていただいたら、能率のいい、そして安全で安心な給食を提供できるのではないかなあというふうに思いますので、ぜひお考えをいただきたいと思います。もっと期待すれば、これによって給食費が下がることを期待します。

次に、施政方針についてお尋ねします。

施政方針では、これからの太子町において種々の施策を実行すると言われているが、これらにおいて具体的にどのように誰がどの予算を使ってどのような成果を期待して行うか、答弁を求めます。

(1)住民主体の「聖徳太子1400年プロジェクト」について、住民主体とはこのリーダーは誰ですか。どのように運営しているのか。何か線香花火が打ち上がり、まとまりのないことをそれぞれが好き勝手にしているようにしか思えないのだが、もっとまとまることにより、町全体が盛り上がるようなことはしないのでしょうか。



(2)町長は最も若いまちであると自賛しています。また、子育て支援のことを言われているが、太子町には産婦人科はないし、出産に対しては他市町で出産しなければならない、保育所型認定こども園ができるそうですが、これで待機児童が全て解消できるのか、また20歳代の流出人口の歯止めをかける方策は全く感じられない。高校を卒業して大学へ、ほとんどの人は町にとどまっていない。大学を卒業して、太子町に帰ってくるのであれば奨学資金をあげますよと言っても応募者はない。若者にとって太子町はそんなに魅力がない町なのか。これからは若者がどんどん流出していくのではないかと危惧する。町長はどのようにお考えですか。

(3)交通安全対策について、自動車の安全性能が飛躍的に伸び、事故が激減している。それから考えると、従来のやり方の踏襲では効果が小さいのではないかと。交通安全対策の教育も必要であるが、自動車安全性能が飛躍的に変わってきている現状を踏まえた対策があるのではないのでしょうか。

(4)都市機能整備で空き家対策について言われている。令和3年度予算で空き家対策費が措置されていたが、さきの補正予算は全く活用されていない。町がやろうとしている対策はピン트가ずれているのではないと思う。この現実をどう受け止め、今後はどのような対策をするのか。令和4年度予算も同額が見込まれているが。

(5)「ポストコロナ時代に大切なことは、元の日常を取り戻すだけでなく、新しい価値を加えた社会づくり」と皆さんおっしゃるが、町長が思い描く新しい価値とは具体的に何を指すのか。

(6)この施政方針の全て達成したらどのような町になるのか。具体的なイメージを示してほしい。

以上です。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうからは、3番の(1)と(2)について答弁させていただきます。

まず、(1)住民主体の「聖徳太子1400年プロジェクト」について、住民主体とはこのリーダーは誰で、どのように運営しているかという御質問に対しまして、聖徳太子没後1400年御遠忌を地域活性化や地元愛の醸成につなげるため、平成30年7月、斑鳩寺大谷住職の呼びかけに応える形で聖徳太子1400年プロジェクト推進協議会が立ち上がりました。現在、町内11団体が参画し、聖徳太子1400年プロジェクト事業を実施しており、町も参画団体の1つとしてプロジェクトの実施、運営に取り組んでおります。

運営につきましては、定期的に推進協議会及び実行役となるプロジェクトチーム会議を開催し、協働して事業を実施しており、令和4年2月22日から2月26日においても斑鳩寺に絵本作家のスズキコージ氏をお招きし、ライブペインティングを実施、新聞などでも多数取り上げていただいたほか、たくさんの方にSNSにて発信していただき、「聖徳太子ゆかりのまち」、「聖徳太子没後1400年」をPRしていただいたことをうれしく感じているところでございます。

令和4年度にはさらに町民の皆様にも広く御参加いただき、町を挙げて聖徳太子1400年御遠忌を地域活性化や文化芸術の振興につなげられるよう、ふるさと文化村を会場とした聖徳太子シンポジウムの開催や雅楽の公演、歌劇の公演の招致、聖徳太子を学ぶ講演会、聖徳太子信仰や鶴荘をテーマとした歴史資料館企画展示、斑鳩寺文化財の特別公開などを実施していくほか、記念ポロシャツの製作、販売や聖徳太子バスツアーなどを実施していきたいと考えております。

次に、(2)です。新たに開設が予定されている認定こども園で待機児童が全て解消できるのか、また子育て世代や若者を呼び込むための施策についてという御質問に対しまして、御質問のとおり、町内認可外保育園が現在認定こども園の設立に向けて準備されていますが、開園が決定したものではなく、また新たに開園されたとしても幼児教育・保育の無償化により保育園希望の

保護者が増えており、その全てが解消に至るかどうかは分かりませんが、待機児童の減少にはつながるものと思われます。

また、人口減少、少子・高齢化が加速する中、子育て世代や若者を呼び込むための都市間競争が激しくなっております。町に住む子育て世代の皆様とお話すると、小さい頃から住んでいる太子町の自然や町並み、都会と比べて暮らしやすいという理由でお住まいの方が多いと感じております。このような地域の愛着は、多くの思い出で形成されるものだと思っております。

例えば、大学等への進学のため、一時期町外に出る場合でも、それまでに過ごした幼少期に「太子町と深く関わり、魅力に触れることができたかどうか」が、将来若い人がこの町で暮らすことを考える上でとても重要な要素になると感じております。先ほど御質問いただきました「聖徳太子1400年プロジェクト」は、そのような町への愛着を生み出す絶好の機会であると考えております。

施政方針で申し上げましたとおり、令和2年国勢調査において兵庫県下で一番「若いまち」となったことは、住みやすさが住民の皆様にも認知されたものと考えております。聖徳太子1400年プロジェクトを通して、今町に住む皆様にも町の魅力を知っていただくこと、その魅力を磨き、さらなる地域活性化につなげることに精いっぱい取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうから(3)交通安全対策について、自動車安全性能の現状を踏まえた対策があるのではないかとということにつきましてお答えいたします。

本町の交通安全対策事業につきましては、交通安全教室等のソフト事業や交通安全施設の整備工事を実施しており、令和4年度は交通安全対策基金を活用した交通安全啓発看板の設置及び区画線の補修工事を計画しております。

また、国におきましては、自動車の安全性能装置の搭載を2021年11月からアクセルの踏み間違い事故対策のため、新型の国産車に自動ブレーキを搭載することを義務化し、交付金や自動車保険料の割引による制度の促進を図り、2026年に新型車のほとんどが自動ブレーキ搭載車となるよう計画されております。この自動ブレーキの義務化でございますけれども、既に新型車につきましては2021年11月から義務化が開始されておりますけれども、継続生産車といいまして従来から販売されているモデルの車種、これにつきましては2025年12月から、とりわけそのうち軽トラックにつきましては、さらにさきの2027年9月からの義務化でございます。それから、輸入車につきましては2026年7月からの義務化でございます、さらにちょっと懸念するところは、現在所有されているお車につきまして、自動ブレーキ非搭載車であっても罰則規定はございません。

そういった中で、すぐに自動ブレーキが搭載された車両がほとんど走ってるというような状況下にはございませんので、本町におきましては、また引き続き現在の交通安全対策事業を推進していく所存でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私のほうから、太子町の空き家対策についてお答えをいたします。

令和2年度より2年間にわたり予算計上をさせていただき、空き家対策支援事業を推進してまいりましたが、本年度においては空き家改修に伴う支援事業についてはゼロ件という結果になってしまいました。

今年度、空き家対策の取り組みとして、以前に空き家の所有者に対しアンケート調査を行い、

空き家を売りたい、貸したいと考えられている方に直接ダイレクトメールを送りました。十数件のお問合せがあり、所有者様と協議し、現在空き家バンクの登録件数も5件に増えております。1件は成立に至っております。

地元自治会長や自治会の役員様とお話をする機会があれば、必ず空き家の話をさせていただき、空き家の現状や空き家の課題について、情報提供と空き家バンクに登録いただけるよう説明をさせていただいております。また、兵庫県宅地建物取引業協会西播磨支部を通して、全国空き家情報を掲載しているサイトに登録し、ネット上においても情報発信に努めております。

今後について、さらに空き家対策の強化を図るため、空き家に関する包括連携協定をNPO法人兵庫空き家相談センターと締結する予定をしております。NPO法人兵庫空き家相談センターの主な取り組みとして、自治会や地域住民の協力を得ながら空き家の課題を明確にし、所有者へ働きかける方法等の制度の構築をお手伝いいただこうと考えております。

空き家を減らすことは容易ではありませんが、まず地域住民の皆様に空き家に対する意識を深めていただき、地域の方々の意識を変えることこそが空き家を減らす第一歩と考えております。このような取り組みを実践している先進地の自治体を訪れ、実際の活動や啓発活動、地域住民主体の空き家対策等を見学し、空き家に対する住民の意識の高さを強く感じております。

本町としまして、令和4年度においてNPO法人と連携をし、空き家対策ナビゲーターを養成するセミナーを開催し、地域の方々に空き家に対する知識を深めていただき、空き家の発生防止に努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） (5)と(6)についてお答えを申し上げます。

(5)ポストコロナ時代に大切なことは、元の日常を取り戻すだけでなく、新しい価値を加えた社会づくりと皆様おっしゃるが、町長が思い描く新しい価値とは具体的に何を指すのかについてお答えします。

新しい価値を加えた社会でございますが、例えばあすかふるさとまつりの代替企画、「あなたの夢叶えるお手伝いします」は、従来のあすかふるさとまつりにはなかったものを創意工夫を凝らして生み出した事業で、ポストコロナ、ウイズコロナ社会に対応する新たな視点でのまちづくりの姿かと考えております。多くの人が集まる祭りのスタイルに固執して事業を中止する選択をするのではなく、コロナ感染症対策を行いながら知恵を出し合い、住民の皆様の夢をかなえるお手伝いを通して、新しい価値を生み出したいと考えています。

今後はオンラインによる交流やSNS等を用いた町の魅力発信事業などを含め、コロナ禍でもこれまで以上に多くの方とつながりを持てるふるさとに愛着が持てるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

(6)この施政方針が全て達成したらどのような町になるのですか、具体的なイメージを示してほしいについてお答えします。

総合計画の基本目標である“和のまち太子”の実現に向け、聖徳太子ゆかりの町に住む皆様が歴史の息吹と町への愛着を感じながら暮らしていただくことで、持続可能で住民参加による主体的なまちづくりが実現する町になることを目指しております。

以上です。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 聖徳太子1400年プロジェクトについては、いろいろ計画されておられるようですが、あまり住民にちょっとこういうふうにして、こういうふうに関心を持っていくと

というようなことがあまり伝わっていないんじゃないかなというふうにちょっと思うんですね。

何かこのときに、最後、1年間のイベントをこうずっと通してやっていくのであれば、それをだんだんだんだん盛り上げて、最後落慶法要か何かの、まとめてうわあと町全体が盛り上がるような、何かそういうようなことをやってくれるんかなあと、これ私個人ですが、そう思うとったわけで、それがもう1つよく分からないので、予算がまだ決まってないからとか言われるかもしれませんが、その辺のところはもうちょっと、これ予算が決まったらやってくれるんかどうか、その辺のことをですね。

斑鳩寺大谷住職が主導して、こういうというような、あれがもう1つできてない。できてないというんか、というようなことで、全体の盛り上がりを町もそこへちょっとだけ、私セットでしますというんやなしに、やっぱりそういうところでもっと盛り上げていただいたらどうかなと思いますけど、その辺はどうでしょうかね。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） まず、今回の聖徳太子プロジェクトにつきましては、住民主体で立ち上がったプロジェクトでございますので、各団体と町が協働してプロジェクトを推進していきたいというふうに考えております。また、住民の中での盛り上がり等について、できるだけ多くの方に参加していただきたいということもございますので、町としましては1400年プロジェクトをインスタグラム、フェイスブック、各団体の広報紙、町の広報、太子高校の学校報等でもお知らせをさせていただいて、実施しているところでございます。

令和4年度については、事業の主立った内容は決定しておりますが、その1つ1つについてはまだ未定の部分も多くございますので、実際に皆様に周知させていただいて、太子町全体として盛り上がるような事業となればというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ぜひこれ、せっかくの機会なのですよ、100年に1回の機会、太子町というものを広く全国の方に知ってもらいたいなあとは思っています。そのためには、そういう町全体がずっと盛り上がっていくストーリー的なことがあって、最後こうがって盛り上げるというように、ぜひやってもらいたいなあということを期待しておりますので、その辺のところを思います。これは期待しときますので、もう答弁よろしいです。

それから、太子町、確かに最も若いまちなのでいいのですが、ただ私も人口はどうなってるかと見たときに、人口が増えておるんは年寄り、若い人は減っただけですよ。若い人は減っただけです。今は確かに兵庫県一若いまちやということなのです。それは私も認め、そのとおりなのですが、若い人が何で太子町へ戻ってこないのかというようなこと、この辺のところをもうちょっと考えて、なぜこっちへ戻ってこないのかなという。

私の子供もほとんど皆全部出ていってしまいましたし、何で戻ってこないのかということをもうちょっと考えて、太子町には何が足りないのかといろんな施策を考えてもらいたいと思うのですが、10代、20代の人口が減ってるというのは、それは部長も確認してますよね、それは知って確認してますよね。その辺のところはちょっと私問題やないかなと思うのですが、その辺に対してはどういうふうにお考えなのか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 兵庫県下におきましても、1年間に2万5,000人というような人口が減っているような状況でございます。太子町におきましても、人口の減りというのは顕著に出ているところでございますけれども、その中でも太子町が15歳未満の年少人口が多いということは、それなりに若い方が、子育て世代の方が太子町に住んでいただいているということだとい

うふうに感じております。

今太子町の魅力とししましてもいろいろとございますけれど、太子町のコンパクトな町域で効率的な行政運営ができていうところ、住みよさの観点でしたらスーパーマーケットやコンビニエンスストア、飲食店などがたくさんあり、買物や食事に便利であることや、ＪＲ網干駅や高速道路などのインターチェンジにも恵まれ、通勤や通学に便利である。また、町の愛着の観点からいいますと、聖徳太子ゆかりの歴史や文化、和の心、温かさにあふれた町であること、また自然なんかもございまして、そういう環境のいい町であるということから、子育て世代の方も太子町に住んでいただいているという状況でございます。

何が足りないということではなしに、太子町として今太子町の魅力をできるだけ発信して皆さんに知っていただくという活動が一番重要であるというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 さきの質問でもちょっと申し上げましたけれど、高校を卒業して大学行って、それに対して奨学資金をあげますよ、太子町に戻ってきてくれたら返さんでいいですよといっても誰も応募がないのです、誰も応募がない。それで、大学１年生の人なんかいろいろ聞いていたら、太子町へ帰るつもりはないということを言われるのですけどね。

ですから、何かその辺の大学生が太子町へ戻ってきてくれるというような政策、私一番は仕事場がないんじゃないかなというふうにちょっと思うたりするのですけれども、その辺はどうですか。部長どうですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 働き場がもっとあれば、魅力がもっとあればというところだとは思います。

ただ、その企業の誘致にしましても、今市街化区域におきまして、工場が立地できるというまとまった土地というのはなかなか見いだせないところではございます。用途地域を指定させていただいておりますので、そのあたりの町の状況を見て、変更が必要であるというところがあれば、それは検討をしていきたいと思います。

場所を作るだけでも企業は来ていただけませんので、いろんな施策と併せて町全体として企業誘致というところの必要性というところもまた検討をしていければと思います。

以上です。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今総務部長がお答えになった、若い人が来てくれるというのは、大手企業がこの辺いっぱい支店を出したり、お店を出してる、そういう人がこっちへ住んでくれるというのはあると思うのですよね。太子町から出て行って、それで戻ってきて若い人がある程度定着しているということはあまりないんじゃないかなというふうに感じてるのです。

だから、もうその辺のところ、ここで議論しとってもなんですけれども、私はその辺のところがちょっと、もうちょっと考えていただいたらええんやないかなというふうに思います。

交通安全対策のことについて、教育せないかんのか、これはもう絶対、事故を減らさないかんのですけど、確かに安全性能が物すごく発達してるのですけれども、私も車、子供に買い換ええと言われて、何でやと言うたら、安全性能が非常に高い、年寄りは何をやるや分からへんと。そうすると、こういう車やったらまだちょっとでも年いっても長いこと乗れるというようなことで、車に対する性能が非常によかったために事故が非常に減ってるというのは、これはもうはっきり統計的にも出てます。

だから、自動車税に関してなんかをどうするかとか、そういうようなこともうまく考えてやっ

ていくと、交通安全対策、総合的に考えると、この辺のところも考えたら、もっともつといろいろな手が打てるのではないかなというふうに思います。

確かに今ある車をすぐ乗り換えなさいとか、そういうことはできないのですが、自動車メーカーも性能いい車しか売らないようにどんどん来ておりますので、その辺のところも踏まえて、できるだけ車を早く乗り換えて、年寄りには早いこと車をそういうのに乗り換えるというような施策も考えられるんじゃないかなというふうに思います。その辺のところはどうでしょうかね。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） なかなか新型車が今現在既に義務化されてるのですが、新型車というだけでかなりの価格帯になってるかと存じます。

こういった車への乗換えということも、なかなか行政から乗り換えてくださいということはちょっと言いにくい部分もございますし、愛着のある車を現在持っていられしやる方も多いでしょうから、町といたしましては、引き続き自動ブレーキがあるからとか、そういう過信な部分も捨てていただきまして、どのような車に対しましても安全な運転、それから安全な歩行、歩行者とか自転車交通の在り方を従来どおり啓発活動等で進めていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 これについてもすぐに答えの出ることじゃないので、もうその辺にしときますけど、次にこの空き家の問題ですよ。

先ほど言われましたけれども、例えば空き家、3年後に京都市が空き家に税金かけるというのを発表されてましたですね。神戸市も空き家に税金をかけなあかんというようなことです。これ、空き家について、1つは税制が私やっぱりよくないと思うのです。なぜよくないかというたら、空き家で置いたら土地の固定資産税が6分の1になる。不動産業者の人なんかいろいろ話を聞いてましても、そらもう空き家でそのまま置いたら安いのから売れへんねやとか、早うそれに税金かけてくれたら、そら空き家対策になるよというようなことをよく聞きます。

税制改正大綱なんかでいつも見てましても、税制改正、こんな要望書が、これいっぱい上がってくるのですけれども、その中を見てましても、そういうことを言って、こういうふうに改正してくださいという市、町が1つもないのでね。何でないのかなというふうによく、あれこういうふうに税制改正してくださいというのは誰が言うてもええのですけどね。そういうことやってから、まずその税制のことなんかについて考える余地はございませんか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 税制、その特別控除等の考えにつきましては、また町として考えていくべきものかなとは思いますが、経済建設部としましては、空き家にならないように、なってからでは遅いので、ならないような啓発、なる前に、空き家になるとどうなるか、問題点がどういうところにあるかというところを住民の皆様に理解していただくと、そういうところの取り組みをしたいと思っております。来年度NPO法人にそういう講習会なり勉強会というところを開催させていただく予定としております。

租税特別措置法で空き家の譲渡取得3,000万円控除とか、それもございますが、太子町では令和2年度該当なしというところであつたようでございます。ですので、空き家にならないような住民意識の啓発というところを取り組んでいきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 他団体におきましては、老朽化した空き家を除却した場合に宅地の固定資産税を減免するというような団体もございますし、現在建物を除却すると住宅用地の適用が

なくなり、固定資産税が高くなるというような状況でございます。そのようなことにならないよう、継続的に何年間かその適用を継続するという団体もございます。

町としまして、その空き家の数等も含めまして、どういうふうに持っていくのが空き家対策としてもいいのかということについて、町全体として研究のほうをさせていただきたいというふうに考えます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 空き家になる、ならない。空き家にしてしまうことについて一番よく知ってるのは、もちろんその本人が一番よく知るところですよ。

でも、そのことをよく知ってる人が別におるのですよね。どういう人がおるかというたら、司法書士です。これ3年間以内には全部登記をやり替えなさいという登記法が変わりました。やらなかったら10万円の罰金というのができとんです。そうすると、その司法書士とこへ名義を替えてくださいというのにほとんどの人は行きますよね。

そういう仕事、業種で、もう1つ税理士というのもよく知ってるのです。それは何やというたら、相続税がかかるという相談が来る、それでこの家どうするのですかということです。不動産業者、私も税理士してますので、我々に対して、すいません、これこういう情報をくださいと来るのです。それで、情報をあげると売買契約成立しました、お礼ですというて、お礼を持ってくるのですよ。そういうのがあるのですよね。

だから、情報をうまく吸い上げようと思えば、そういう社会の仕組み、そういうのをうまく活用してやるという、そういう考えは、今までいろんな空き家のことでいろいろ話があったけど、全くないのですけど、その辺のところはどう協力するというような仕組みをつくる気はありませんか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 先ほど来年度に実施したいと回答させていただきましたNPO法人の兵庫空き家相談センターでございます。これにつきましては、専門家集団というところでございます。司法書士、弁護士、建築士、土地家屋調査士、不動産鑑定士、税理士、行政書士、宅地建物取引士など、その専門家が集まった団体でございます。そこに連携協定ということでさせていただこうと考えてまして、ここをきっかけに空き家対策というところを進めていきたいと考えてございます。

ただ、このNPO法人兵庫空き家相談センターでございますが、宝塚市にある団体でございます。阪神間において、西宮市とか川西市とかにおいて連携協定していただいて、空き家対策に行政と一緒に取り組んでいただいております。これに太子町も加えていただきたいと思いますところで、今相談をさせていただいているところでございます。

ただ、地域の土地、建物でございますので、太子町における専門家の方、この方々にも声をかけて連携していけたらいいなと、そのあたりは考えてございます。連携してしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 連携してくれたらいいと思います。そういう司法書士とか、私ら税理士なんかは割かしそういうのを嫌がるのです。何かそんなことで金もうけしよんちゃうかとか思われるのが嫌なのですけど、そうじゃないんだということを、金もうかるかもしれんけれども、でも町全体のためにこういうことで情報をくださいと、それによって空き家を少しでも少なくして住みよい町にしたいんだと、だからそれに協力してくださいというふうなことをしたら、ほならし

やあないなというのが大体この土業の何か癖みたいでして、その辺上手にやっていたら。

また、場合によったら、土業は会がありますからね、司法書士会、税理士会、何々会の会のほうに頼んでまとめて、もう一人ずつ声かけるよりも、そこへ一遍にやったほうが私もええと思いますので、ぜひその辺のことでやっていたらどうかなというふうに思います。

それから、次にポストコロナのことについて、町長お答えいただきましてありがとうございます。これ私自身もよく分からないのです、これね、新しい価値観というのね。町長どういうふうなことを価値観というふうに思われてるのかなということでお尋ねしました。

ちょっと聞いてたら、従来のことよりも、これから物から事へというような動きなのかな、町長もそういうようなことで新しいことを何か作って、それは形のあるものじゃなくて、行いとか、そういうことに価値観を見いだしていこうというようなことなのかなというふうにちょっと感じましたが、町長、それでよろしゅうございますか、私の解釈は。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） いろんな価値観があると思います。形があるもの、ないものというふうに今限定するのではなくて、限定するのは非常に難しいと思います。ですから、どちらですか、それでよろしいかと言われるとちょっと答えにくいのですが、新しい価値、いろいろそれぞれがいろんな価値を見いだす中で物になるものもあるでしょうし、形でないものもあるかと思っています。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 私自身がよく分かってないから質問するのがちょっとどうかとは思いましたが、でも町長がこういう価値観ですというのがあって、これからこういうふうになるのだというように言うていただいたら、町民とか我々産業人も、ああそういう方向へ行くのかなというふうになっていくとは思うのですね。

だから、これについてはできるだけこういうこと、新しい価値観、こういうことで私は行くのですよということに対しては積極的にこれからも皆さんに発信していただいたら、我々町民のほうもそっちの方向へ行きやすい、町はこういう考え方や、だからそういう方向へ行こうということになっていくんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひこれからこの辺のところを積極的に言っていただきたいなあということをお願いしときまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時23分）

（再開 午前11時28分）

○議長（中島貞次） 再開します。

次、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 それでは、10番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

答弁がスムーズないい答弁だったら再質問なしに昼までに終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

1. 学校教育施策は揖龍管内で合わせるべき。

国の第3期教育振興基本計画（2018年度～2022年度）には、「今後5年間の教育政策の目標と政策群」の目標の1つに「グローバルに活躍する人材の育成」とあり、具体的には中学3年生でCEFR A1レベル（英検3級）相当以上の英語力を持つ生徒を50%以上とすることが設定されています。さらには、小学校での外国語（英語）の教科必修化、今年度からは中学校の指導要領改訂で、聞く（リスニング）、話す（スピーキング）、読む（リーディング）、書く（ライテ



ィング)の4技能を教科書で学ぶようになっていることを踏まえて、次の質問をします。

(1)これらの目標を達成するために、町では生徒一人ひとりの英語力向上に対して独自に具体的な取り組みをしていることはあるか。

(2)文部科学省では各都道府県等の「英語教育改善プラン」の策定を求めており、兵庫県教育委員会によると、令和2年度の実績としてCEFR A1レベル(英検3級)相当以上と思われる生徒実績が兵庫県は44.2%とありますが、町内の実績はいかがか。また、町内の小学校と中学校で英語検定を受検している児童生徒の数は把握できていますか。

(3)これらの教育基本計画に基づいて、英語検定の検定料を助成する自治体が増えております。令和元年の12月議会で私は一度検定料の助成を考えてはどうかと質問しました。そのときには、当時の教育長、考えてないという答弁がありました。その後、近隣ではたつの市が令和3年度より英語検定料助成金事業、たつの市は2分の1の助成ですが、に取り組んでいらっしゃいます。町でも揖龍管内の教育環境は合わせるべきだということを踏まえて、町でも助成金制度を導入することに対する見解をお示してください。

○議長(中島貞次) 教育長。

○教育長(檜野正樹) まず、生徒一人ひとりの英語力向上に対して、独自に具体的な取り組みをしているかについてお答えさせていただきます。

太子町においては、現在両中学校区に1名ずつの外国語指導助手(ALT)を派遣しております。英語教員と連携しながら英語教育の充実に向けて取り組んでおります。さらに、小学校・幼稚園にも各中学校を拠点としていますALTを派遣しております。外国語活動及び外国語科の授業を中心に指導補助に当たり、より一層外国語になれ親しむよう指導しております。

また、小学校の外国語活動及び外国語科においては、外国語活動補助員を配置しております。英語が堪能な地域人材に授業補助をしてもらい、外国語に初めて本格的に触れる小学生がより興味、関心を持てるよう支援していただいております。

2つ目の町内の英語実績はどうか、また町内の小中学校で英語検定を受検している児童生徒の数は把握しているかという御質問にお答えします。

町内の中学校3年生で英語検定を受検している生徒数は、平成30年度は82人、令和元年度は124人、令和2年度は150人でした。そのうちCEFR A1レベル(英検3級)相当以上と思われる生徒実績については、過去3年間、平成30年から令和2年の平均実績が50%を超えております。

なお、小学校における英語検定受検者数については把握しておりません。

3つ目、英語検定に係る助成金制度の導入についてです。お答えします。

国が英語教育に力を入れていることについては十分承知しておりますが、漢字検定や数学検定等、その他の様々な検定がある中で、英語検定のみ助成するという点につきましては、たつの市のみならず、近隣市町の実施状況等を調査して研究を進めていきたいとは考えております。

以上です。

○議長(中島貞次) 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 英語に関してはこの間の12月議会でも触れましたし、さきに言いました令和元年の12月議会でも触れてるのですが、太子町独自の取り組みに関しては、従来からそんなに変わってないのかなという感じがします。

実績のほうも過去3年間で英検3級レベル相当以上の生徒さんが50%超えるということで、すごい勉強してくれてるんだなということがうかがえるので、それはそれで。

今日いろいろ兵庫県の英語教育改善プランだとか準備して持ってきてるのですが、時間

の関係で最後の3番のところだけ話を進めていきたいと思います。

兵庫県でも公立高校の推薦、内申に英検が影響するということはありませんね。ただ、兵庫県下の私立の高校の半数以上が英検3級持ってるとか4級持ってる、2級持ってるということで加点があります。私立の高校も高校の授業料無償化ということがあるので、私立に進んでる子が阪神間のほうはすごい増えてるという状況であります。そういった中で、英検というのがやっぱり見直されてると。今回の大学共通テストでも、リスニング関係で配点がフィフティ・フィフティに変わりましたよね。そういったところも含めて、英検というのがすごい見直されてるということだと思います。

先ほどの回答では、漢検、数検というお話もされました。ただ、私立のほうでも漢検と数検で加点するというのがまあまあありますけれども、やっぱり英検ほどではありません。従来から教育関係、ほかのこともそうですけれども、揖龍地区という考え方がやっぱり太子町にあって、これまでも何とか揖龍地区で合わせて、学校関係は特に多かったという答弁が見受けられるのですけれども、やっぱりたつの市が始められたらうわさが生徒に届くのですね。もう既に生徒も知ってますので、その辺。私個人的には、やっぱりこういうのは保護者が負担するものだという考えではあるのですけれども、たつの市が始められた以上、やっぱり考えていくときに来てるんじゃないかと。たつの市は半額補助、兵庫県内を見ていくと、西脇市とか加東市は全額補助をされてるところもあります。

あと一点、英検の検定料もだんだん高くなってるのですよ。かつては1,000円、2,000円だったのが、今一番安くても3級受けようとしたら本会場で受検すると7,900円、準会場で受けようとしたら3級は4,800円。町内の両中学校は準会場指定になってますよね。そこだけ確認します。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） すいません。最後だけもう一回お願いできますか。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 2つの中学校は準会場の指定を受けてますか。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 英検に関してです。確かに議員の言われるとおり、進路に当たって私学において加算されているところはたくさんあります。もちろんそれも踏まえて、進める上で検討していく大きな材料になると思っています。

ただ、主なる目的としたら英語教育の推進であるので、そのうちの1つの手だてとして検討していかなければならないなと思っております。

それと、受検料に対しては、確かに4級は準会場であれば2,900円、3級やったら4,800円、結構高額な金額になります。議員のおっしゃったとおり、全額補助されてるところ、市もあります。

ただ、どれも補助をされてるところは年1回限りの補助をされてるということも材料に検討もしていかなければならないなとは思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 ぜひ前向きに検討してください。この件はこれで終わります。

次の質問に移っていきますが、前向きな答弁をいただけるようであれば早く終わりたいと思います。

## 2. 高齢者に栄養ある配食サービスを。

町では、令和3年3月に高齢者保健福祉に関する政策や介護保険サービス等の種類ごとの見込

量、介護保険料等を定めた計画である「太子町ひまわりプラン2021（老人福祉計画（第9次）及び第8期介護保険事業計画）」が公開されました。

それに基づき、高齢者一人ひとりが可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、医療や福祉の連携により、在宅医療や在宅介護の体制整備を推進しているところである。この「ひまわりプラン2021」の中に「ボランティア組織の育成」という項目があり、そこには「給食サービス」が実施されていることが記載されているが、厚生労働省が推奨する「地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン」で定義する「栄養改善型配食サービス」とは少々異なるサービスであると感じています。

今後、ますます高齢化社会になっていくことを見据え、既に多くの自治体で厚生労働省が普及、推奨する「栄養改善型配食サービス」に基づいた配食サービスを実施していることを踏まえて、次の質問をします。

(1) 栄養改善型配食サービスに対する当局の考え方は。

(2) 民間業者との連携も考慮しながら早期に栄養改善型配食サービスを取り入れることはできないか。

以上、お願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） (1)と(2)を併せて答弁いたします。

「太子町ひまわりプラン2021」に掲載しておりますボランティア組織による「給食サービス」、これにつきましては社会福祉協議会が運営主体となり、70歳以上の独り暮らしの高齢者あるいは虚弱な高齢者夫婦などに対しまして、週1回、水曜日でございますけれども、昼食を手渡しで自宅に届けております。食の自立支援と安否確認のために実施しているものでございまして、議員の言われている栄養改善型配食サービスとは異なるサービスであると認識しております。

健康支援型配食サービスの推進は、厚生労働省が2019年に発表いたしました「健康寿命延伸プラン」に盛り込まれて、そしゃく機能等が低下した高齢者等に向けた健康な食事の普及を図る取り組みで、具体的には地域高齢者の共食の場、通いの場など、高齢者が集う場に配食を教材としたフレイル対策の健康教育等を実施するものでございます。

本町におきましては、地域包括ケアシステムの構築に向けまして、高齢者が要介護の状態に至らないようにするための介護予防、フレイル対策等として、地域の通いの場に保健師や管理栄養士が出向いてフレイル予防の健康教育、健康相談を実施し、参加者の健康状態や栄養状態を把握した上で、参加者に合った栄養指導あるいは口腔機能の維持に向けた指導を行ったり、毎日の食事作りに困る場合においては配食サービスの上手な活用を進め、その際には自身の身体状況等を配食事業者適切に伝えることが大切である等の助言を行っております。また、高齢者の方々から配食サービスについての問合せがあった場合、相談支援等においてケアマネジャー等が配食サービス実施事業者の紹介等を随時行っているところでございます。

現在のところでございますけれども、本町におきましては独自に栄養改善型配食サービスを実施する予定はございませんけれども、来年度に次期の「太子町ひまわりプラン」、この作成に向けての高齢者に対するアンケート調査を実施する予定としております。そのアンケートの中で、配食事業についての質問項目を盛り込みまして、まずはニーズの把握等を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 まず、最初に紹介します。

高齢者安否確認の比較というサイトがあるようです。その中に、兵庫県の一覧が載ってます。例えば、大きな町、神戸市から始まっているのですが、神戸市配食サービス、栄養改善、地域支え合い推進員、友愛訪問活動、シルバーフレンドの訪問、緊急通報システム、ケアライン119みたいな形で、各市町の高齢者の安否確認の施策がずらっと載ってます。太子町、1つだけ載ってます。安心見守りコール事業、これだけです。というのが実態というか、世間で知られているものです。

ということを踏まえながら、太子町の社会福祉協議会が、あじさいグループですかね、水曜日に給食を持っていかれてます。あじさいグループの給食に関しては、今会員数55名ということですが、この数値はこれでよろしいのですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） ちょっと人数のほうは把握してございません。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 この会員数55名という書き方があじさいグループの会員なんか、給食を受けられてる方の人数なんかとかちょっとよく分からないので、その辺は把握されてるのですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） どちらの人数かもちょっと分からないのですけれども、町域全体に普及しているかといえ、一部の地域に限られてるとはちょっと聞いている状況でございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今回こういう配食サービスということにテーマを絞って一般質問させていただいてるという中には、実際自分の母親がこういう今介護が必要な状態になってて、いろんな経験してる最中です。

その中で、こういうサービスがあったらいいなあとかということがもう実感として本当に日々積み重ねて勉強させていただいているところなので、自治会のほうからも高齢者の方からのお声をすごい聞いているものですから、先ほどの英検ではないですが、たつの市の状況も入ってきてるので、たつの市は栄養改善型配食サービスあるのになぜ太子町ないのですかと。ケアマネジャーからもそういう情報をもらってて、ケアマネジャーからも同じようにたつの市の方、太子町の方を担当しても、たつの市の方には紹介できるけど太子町の方には紹介しにくいのですという声を聞いてますが、そういったところは町のほうには届いてますか、ケアマネジャーからとか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 特に希望が多いとかということは聞いてないのですけれども、ただ窓口に配食サービスでということで来られますので、こういった配食業者のパンフレット等を紹介しているという状況でございます。

それから、ケアマネジャー用に太子町の高齢者保健福祉サービスというような冊子を作っておりますので、太子町におけるサービスを紹介するため、太子町の高齢者がお世話になっているケアマネジャーにはお渡しするようにしております。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 そういった中で、いろいろ厚生労働省のほうも配食サービスを上手に利用しましょうというチラシを作ったり、健康寿命延伸プランであるとか、地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドラインであるとか、そういったものを準備していた

だいている状況ではあるのですけれども、実際たつの市を見ると、「高齢者福祉サービスのしおり」というのが出されてます。この中を拝見すると、自立支援配食サービス事業、やっぱり栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、安否確認をしますという事業をされてまして、高齢者の昼食または夕食に関しては、太子町はさっきの弁当週1回ですよね。たつの市は1週間に昼食1回、夕食5回以内、土日祝日は除く、高齢者に関しては1食につき424円、健康管理食は1食につき約700円、一緒です、夕食5回以内です、というサービス事業をやってらっしゃいます。この健康管理食というのが糖尿病とか高血圧、腎臓病等の方用の健康管理食という形になってるのですけれども、同じようにたつの市の生活いろいろお助け帳というものがある、ここ見ると、もうしょっぱなが配食サービスの弁当の業者の紹介なのですね。こういった形で、すごい分かりやすいサービスをされてます。ほかにも県内いろいろ調べたら、いっぱい配食サービスされてます。

そんな中で、今たつの市の料金を紹介したのですけれども、さっき生活福祉部長がちらっとお見せくださった資料と同じなんだと思いますが、高齢者様向けの配食サービスというのがいっぱいありますね。たつの市でも多いのが、まごころ弁当たつの太子店の利用が多いということ聞いてます。これ、太子町鶴にお店があるのですね。中を見ると、カロリー調整食等々、大体おかずと御飯で800円台です。税がつくと900円近い。それがたつの市はさっき言った600円で配食できるわけです。これ、たつの市がやってて、特に太子町の店ですよ、これ。太子町にあるお店。それを太子町の方が高額のままで配食を受けるところ、どう思われますか。

○議長（中島貞次） 間もなく正午が来ますが、このまま会議を続行いたします。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） この配食サービスにつきまして、介護保険制度を利用した場合に、当然配食に係る経費、その部分が介護保険のほうで対象になってきますので、弁当自体の食費自体は自己負担が原則でございます。

そういった中で、先進地の例を調べますと、もうその町は配食経費を200円としておりました。それで、1割負担の方やったら200円のうちの20円の負担になると、180円が介護保険制度のほうから支払われるというものになってきます。その1つが生活援助型配食サービスというのがございまして、これは在宅の要介護認定を受けた要介護1以上の方々が対象でございます。

ただし、これは介護保険の特別給付に当たりまして、国とかの負担あるいは県の負担がないものになりますので、独自の施策ということになってきます。

よって、条例の中にうたい込む必要もございまして、その財源というのは第1号被保険者の保険料、太子町にお住まいの方々の65歳以上の保険料で賄うものとなってきます。そういったところから、今後の保険料の額が幾らか上がる可能性も含んでいるというところでもございまして、ある程度幅広い同意形成が必要かなと考えております。

それから、2つ目に今度の総合事業のほうでございまして、自立支援型配食サービス、こちらのほうは要支援者、要支援1、2の方が対象でございます。こちらにつきましては、基本チェックリストとか介護予防・生活支援サービス事業対象者と判定されましたら、在宅の高齢者につきまして、同様に同じ金額の配食経費200円ということで配食サービスを提供していくものでございます。この場合につきましては、通常の総合事業の中での経理となりますので、低栄養の症状が確認され、ケアマネジャーが作成するケアプランに配食計画、これを盛り込む必要がございます。

いずれにいたしましても、厚生労働省の地域高齢者等の健康支援を推進する配食事業の栄養管理に関するガイドライン、これは低栄養予防による食生活改善が目的でございまして、配食業者

のサービス事業につきましては、業者情報などを提供していきたいと考えてございます。

来年度実施いたしますアンケートに配食サービスについて盛り込んでいきますので、その結果をもって今後の政策は考えていきたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 次期のひまわりプランに向けてアンケートを取っていただいて配食サービスの人数の把握をしていただけるということなので、私もあしたからこれやりなさいと言ってるわけじゃないので、当然予算にも関係してくることでもあります。しっかりと計画を立てていただきながら、前向きに検討していただきたいなということなのですけれども、ただこれケアマネジャーから紹介していただいたパンフレットを見ると、業者で作られて、大体夕食を午後2時ぐらいに安否確認とともに配食、配達されるということを聞いております。ケアマネジャーから聞いたのですが、中にはやっぱり認知の方もいらっしゃるって、2時に届いたら晩御飯用なんだけれども、もう届いたらすぐ食べてしまうと、それで晩御飯のおかずがなくなってしまうと、結局作らなアカンとかという方も中にはいらっしゃるそうです。

あと、後でもう一回紹介しますが、高齢者の方、どうしても電子レンジで細かい設定というのが難しいのですね。もう本当温めだけでチンできるんだったらいいのですけれども、何分しないといけないとかそういったことになったら、もうほとんどの方がよう触ってないというお声も聞いてます。

あと一点、こういうたつの市がやられてる状況も踏まえていくと、例えば宅配のひまわりさんというところを見ていっても、ここは栄養士がいらっしゃるということを紹介していらっしゃる。まごころ弁当は、栄養士がいるかどうかちょっと不明です。

ということで、やっぱりせつかくの栄養支援の配食サービスになりますから、その人に合った状態のおかず類が提供できるというのが理想であると思うのですけれども、そんな中で、たまたまうちの母親がたつの市の病院に今回、入院しておって、退院のときに栄養士から本当細かい指示が出たのですね。この指示に基づいて、市民病院のほうからは、さっきのケアマネジャーから紹介していただいた分じゃなくて、もう全然違うものが紹介されました。これ紹介していただいたのは、全部冷凍で届くのです。冷凍で届いて、食べるときにチンすると。

ただ、そのメニューで時間がまちまちなので、うちの母親はとんでもないというか、細かい字が書いてあるので、1人で電子レンジを使えることがまず不可能です。ですから、自然解凍させておいて、温めだけできるようにということを栄養士が専属でついでくださいます。栄養士と直に電話で話しして状態をお伝えして、こういった食が欲しいのですということで、栄養士の担当がついてくれるのですごい安心です。

こういったところを例えば町内の病院とか薬局とかにちょっとパンフレットがあるだけでも、いろんな方の目に留まりますよね。昨日もたまたま母親の薬をもらいに行くので病院に行ってきたのですけれども、残念ながら病院にはこういうサービス、さっきの弁当配食とか、薬局にも何もありませんでした。そういったところをニーズの把握ということの前に、同じようにこういうのがあるんだという周知をもう少しやっていただきたいなあと考えるのですけれども、その辺の考え、どうでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） そのような事業者が全国にどのくらいあるのかもちょっと分からない状況下で、じゃあ何社を紹介するんだということにもなりますし、まず業者が実際に介護保険制度を導入してる市の状況を見ますと、生活援助型配食サービスの実施事業者に関する基準、やはり調理してから4時間以内にお宅へ届けなさいよとか、細かい基準を定めてございます。そ

れに応募されて、この市が認めた事業者のみがその介護保険事業等配食サービスの事業に参加できるということで、やはり行政が関わる上においては、配食されている食物、調理した後の状況等をきちっとある程度の基準を定めていないと、逆に健康被害がある場合もございますので、その辺はちょっと慎重に研究して取り組んでいかないといけないと考えてございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 次期のひまわりプランに向けてアンケートを実施していただくということ等含めて、やっぱり何らかの方法でこういういろんな配食サービスありますよと、単に弁当が届きますよじゃなく、栄養の管理の配食ですよということをうたってもらって紹介できるようにしていただくという体制を取ってほしいなと本当に思います。

最後になっていきますけれども、厚生労働省が令和2年版の厚生労働白書を出されたときに、2016年の数値になりますけれども、日本人の平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳ですが、同じ年の健康寿命を発表してるのですが、健康寿命は男性が72.14歳、女性が74.79歳となっております。つまり、平均寿命が80歳とか87歳に対して、健康年齢が男性ではおよそ9年、女性ではおよそ12年の開きがある。この間10年ですよ、10年の間のほとんどの方が寝たきりであると。もしくは、介護を受けたりしながら日常生活を送っているというのが2016年の段階です。

この数値が2001年の段階からぐっと上がってます。今2022年ですから、さらにその数値が上がってると思います。だから、我々も男性が健康寿命72歳ということは、もうすぐ届いてしまうという年齢になります。もう町長も副町長もいずれはそういう状況になるということが確実にやってくる。やっぱり自治会内を見ても、独り暮らしの方は本当に多いです。そういった方々に健康で過ごしていただくということが、若い町ではありますけれども、やっぱり独り暮らしの高齢の方に目を向けていくということが大きな施策になると思います。

お年寄りというのは、例えばとくし丸が今買物支援で動いてくださってるのすごい助かってるといふ声も聞いております。ただ、車の物理的なサイズが生じるので、同じものばかり買うのですよね。だから、食べてるものがいつも一緒という状況に正直なります。

こういう配食サービスは、もう本当日々メニュー考えてくださって、もう健康のための食ですから、あまり味はないみたいですけど、うちの母親もおいしくないとか、おいしいということは言いません。きれいに食べていますから、おいしいんだと思います。実際に、血圧等々の数値も改善しつつあります。そういったことも含めて、やっぱりみんな年寄りになるは確実なので、健康維持できるように栄養改善型の配食サービスということを真剣に検討していただきたいなあというふうに思いますが、最後に町長のお考えだけお聞かせください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えをいたします。

おっしゃるとおり、私自身も若い世代のことだけでなく、御高齢の方の割合が増えているということはもう以前からよく認識しております。何ができるか今ここではお答えできませんが、先ほど生活福祉部長も研究をしていくとか、アンケートの中にそういった項目も含めると言っておりますので、どういうことができるのかについて庁内で研究をしていきたいと思っております。御指摘ありがとうございます。

○議長（中島貞次） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 終わります。

○議長（中島貞次） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩します。

（休憩 午後0時12分）

(再開 午後1時15分)

○議長(中島貞次) 再開します。

一般質問を続行します。

次、森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 議席番号3番森田哲夫でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず1番、新型コロナウイルス感染症オミクロン変異株への対応について。

新型コロナウイルス感染症が発生し、2年以上が経過いたしました。新型コロナウイルスはデルタ株からオミクロン株に変異し、日本では第6波を迎え、今までに類をみない速度で感染爆発が続き、死亡者数(4,000人以上)も第5波より増加をいたしている状況であります。新型コロナウイルスというのは、次々と生き残りをかけ、自らが変異を繰り返し、今後もさらに変異するものと考えられます。それらにいかに対応できるか、その疫病対策の真価が自治体には問われていると思います。

オミクロン株は、デルタ株に比し、3倍の感染力があり、咽頭部、上気道で増殖する性質を有しております。そのために、感染のスピードが非常に速く、肺野での増殖が少ないため、重症化した肺炎の患者は多くはありません。しかし、無症状で感染している患者は多く、PCR及び抗原検査等で陽性の結果が出た時点では、もう既に数多くの方に感染拡大している特徴を有しております。それぞれの時期においてウイルスの正体というものを解明するために世界的な疫学の調査チームがその調査結果を基にして、国とか県及び各市町がそれぞれの立場から政策をその時々実施し、対応しているところでございます。そして、3月7日からは蔓延防止措置が延長されて、3月21日までになる予定であります。

そういう状況の中で、各関係機関の役割というものを十分に配慮した上で、それらとの連携の中で町独自の、その官民協働による疫病対策というものはどうあるべきなのかということについて問います。

(1)従来の感染対策じゃなくして、私が求める日本一の感染症予防疫病対策実施地方創生都市の太子町を目指そうじゃないかということで、以下の質問を行います。

①新型コロナウイルス感染症発生時から第6波までの各分野、業種別での対策の検証による問題課題の分析と今後の対策について。

②各事業者自身で新たに改定した各業種別感染症ガイドラインの策定の徹底について。

③保健所機能の限界による町独自の具体的な取り組みについて。

④官の司令塔機能体制の強化、これは太子町行政における縦割りの行政の解消ですね、と公衆衛生に特化した部局の創設についてはどうなのか。

⑤感染症の予防対策の具体的な方策、例えばマスクの正しいつけ方の徹底とマスクの使い回しの禁止、正しい手洗いの方法、手指の消毒、うがい、そして血中酸素飽和度の測定器でございませすパルスオキシメーターの配布、清拭用薬剤による環境清掃、循環型空調設備による換気、抗原検査キットの配布等についての具体的な対策についてお聞きいたします。

⑥自宅療養者、自宅待機者、濃厚接触者の非常に多くの急増によりまして、家族内の感染予防対策というものをどのように実施していらっしゃるのかという現状についてお聞きいたします。

⑦高齢者、また基礎疾患の患者における対策について、特に家族内でのそういう患者における抗原検査の実施の有無についてもお聞きしたいと思っております。

⑧新型コロナワクチンの3回目の接種の体制について。

⑨保育所・学童保育園等における感染予防対策と乳幼児期における感染予防教育について。



⑩幼稚園・小中学校における感染予防対策と園児、児童生徒に対する公衆衛生における感染予防教育の実態について。その中で、手洗いチェッカーを用いた教育の実態はどうか、手洗いのレバー水洗の設置状況と、使用実態はどうかについてもお聞きいたします。

⑪保護者と学校等との情報共有と連携について。

⑫集団施設として、保育施設、学校、病院、高齢者施設等におけるクラスターの感染予防の対策について。私は、毎日勤務する前に職員に対しては抗原検査を実施し、感染の有無の確認をしてから業務に入るということを思っておりますが、その辺の状況についての当局のお考えもお聞きします。

⑬5歳から11歳における新型コロナワクチン接種、現在は努力義務はありませんが、の町民への普及啓発方法の現状と接種体制について。

(2)ステルスオミクロン株と呼ばれておりますB.A.2の感染拡大における対策について。

(3)人知の及ばない疫病ウイルスというのは、我々に何を問いかけているのか。さらに、新型コロナウイルスとどのように共生した新たな社会を構築していくのか、具体的な対策についてお聞きいたします。

(4)太子町内の在留外国人に対して、新型コロナウイルス感染症に関する通知文書とかお知らせとか会話をされてると思いますが、その状況というのを外国人の方々に対して正しく理解していただくための方法として、易しい日本語の活用というものが考えられますが、その状況と、そしてそのような多文化共生社会というものに対する今後の方針についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私のほうから(1)、①、②、④と、(3)、(4)について答弁させていただきます。

まず、(1)の①、新型コロナウイルス感染症発生当時から第6波までの対策の検証による問題課題の分析と今後の対策についてですが、新型コロナウイルス感染症発生当時から第6波まで繰り返し到来する感染拡大の波の中、医療従事者の献身的な医療活動、住民、事業者の感染予防や感染防止対策への協力、ワクチン接種体制の構築、推進など、新型コロナウイルス感染症対策を最優先として町全体で懸命に取り組んできた2年間であったと感じております。

これまでの新型コロナウイルス感染症対策を通した課題と今後の対策のうち、最も重要と考えておりますのがワクチン接種体制と検査体制の確立、学校園や社会福祉施設等でのクラスターの発生予防でございます。特に、町内のワクチン接種につきましては、医師会の皆様等の御協力により、これまでも比較的順調に接種を推進できており、今後においてもこの体制を維持強化して、住民の皆様にワクチン接種の機会を提供していきたいと考えております。

一方、PCR検査、抗原定性検査の受検につきましては、町内におきましても薬局等の御協力により、町内2箇所ですべてワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業が実施されております。感染対策と日常生活の回復の両立に向けて、感染リスクを低減させることにより、飲食やイベント、人の移動等の各分野における行動制限の緩和を可能とするために大切なものであると考えており、引き続き国や兵庫県、事業者の皆様とともに体制構築及び機会、場所の周知に努めてまいります。

長期にわたる新型コロナウイルス感染症との闘いを克服し、日常生活や経済社会活動の継続を両立させるため、国や県の最新の情報を住民の皆様提供することにより、町全体で新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、②です。

各事業者自身で新たに改定した各種業種別感染症ガイドラインの策定の徹底についてでございますが、コロナ感染防止対策につきましては、業種ごとに対応する内容が異なっているため、それぞれの業種に応じたガイドラインが策定されており、感染状況の変化等に応じて随時更新されることとなっております。

町におきましても、各事業者の皆様はこのガイドラインに沿った感染防止対策に取り組んでいただくよう、町ホームページにおいて当該ガイドラインを紹介しており、ガイドラインが策定されていない業種については政府の専門家会議が策定した「業種別ガイドライン策定に関する留意点」を参考として感染防止対策を徹底することとなっております。

これらのガイドラインや留意点を参考にいただき、行政はもとより、社会を挙げて確実な感染防止対策を実施していただくことで、新型コロナウイルスを収束させていきたいと考えております。

次に、④司令塔機能体制の強化と公衆衛生に特化した部署の創設についてでございますが、町におきましては新型コロナウイルス感染症対策本部会議を組織し、令和2年3月2日の第1回本部会議開催以降、全部で51回の本部会議を開催しており、全庁体制により新型コロナウイルス対策に取り組んでおります。また、公衆衛生、感染予防対策に関しましても、さわやか健康課を主軸とし、兵庫県龍野健康福祉事務所と連携を密にして鋭意取り組みを進めているところでございます。

役場組織についても、全部署において感染防止対策には細心の注意を払って実施しており、現在のところ新型コロナウイルス感染症対策本部会議で情報共有、注意喚起等を発信しているため、別途に公衆衛生に特化した部署を創設することは考えておりません。

(3)です。ウイルスは我々に何を問いかけているのか、ウイルスとどのように共生した新たな社会を構築していくのかという問いでございますが、人知の及ばない疫病ウイルスであるからこそ、今できる基本的な対策を一丸となり徹底して実施していくことが重要であると考えております。このようなときであるからこそ、誰かを責める、分断ではなく、地域、人と人とのつながりやぬくもりが感じられるよう、適切な情報発信を行ってまいります。

また、コロナウイルスとの共生においては、感染防止対策に注力しながら、吉田議員への答弁でもありましたとおり、新しい価値を加えた社会づくり、官民協働のまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)です。外国人に対して状況を正しく理解していただくために、易しい日本語の活用状況と多文化共生社会に対する今後の方針についてでございますが、新型コロナウイルス感染症等に関する情報発信において、町ホームページでは英語、中国語、韓国語での表記への対応に加え、外国人の方へ易しい日本語でのマスクの着用、密の回避、体調不良時は外出を控えることなどの呼びかけを行っております。また、多文化共生の取り組みとして、ボランティアの皆様にご協力いただき、日本語教室を実施しておりますが、その教室においても易しい日本語を用いて基本的な手洗い、うがいの方法を伝えることなどで新型コロナウイルス感染症への注意喚起を行っております。

なお、外国人への注意喚起としましては、兵庫県からも外国人に向けた「県民・事業者への呼びかけ」の翻訳文書が出されており、外国人がおられる場面ではこれらも活用し、感染防止に努めてまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうからは、まず(1)の③でございます。

保健所機能の限界による太子町での具体的な取り組みはということで、新型コロナウイルス感

感染症オミクロン変異株の感染拡大に伴い、陽性者及び同居家族等への健康観察等を担う保健所機能を維持するため、兵庫県健康増進課の依頼によりまして、昨年度に引き続きまして、龍野健康福祉事務所へ保健師を派遣しております。今年度は延べ5名の保健師を派遣しております。

続きまして、(1)の⑤でございます。

感染予防対策の具体的方策についてでございますけれども、感染予防対策につきましては、議員からの御指摘にもよりまして、町ホームページにおきまして町内の感染状況を公表するとともに、感染予防の具体的方策でございます接触感染の注意や正しい手洗い方法、マスクのつけ方の動画による啓発を行っております。また、陽性者の健康観察に有効なパルスオキシメーターを50台購入いたしまして、陽性者の健康観察を所管する県の龍野健康福祉事務所からの要請等により、町内で必要な方への貸与が可能な体制を整備しております。

今後も感染予防対策の最新情報の公表や啓発とともに、有効な方策を充実させていきたいと考えております。

続きまして、⑥の自宅療養者、自宅待機者、濃厚接触者の急増による家庭内感染予防対策についてでございます。

先ほどと同様の御答弁になるのでございますけれども、感染症予防対策におきましては、町ホームページに手洗い方法、マスクの正しいつけ方を掲載しております。また、自宅療養者へは県の支援物資に加えまして、太子町からも手指消毒液、それから消毒用のウェットティッシュなどを配布いたしまして、家庭内感染予防に活用していただいております。

さらに、公共施設におきましては、現在手指消毒液を無料配布しております。

続きまして、⑦高齢者基礎疾患患者における対策についてでございます。

高齢者や基礎疾患患者における対策といたしましては、新型コロナワクチン予防接種を2回目接種完了から6カ月経過すれば接種できるよう前倒し接種を実施しているところでございます。抗原検査につきましては、現在のところ町では実施しておりませんが、県が実施している無症状の方の検査を町内2か所の薬局で受けることができるので、町ホームページや電話相談で情報提供をしている状況でございます。

続きまして、(1)の⑧新型コロナワクチン3回目接種体制についてでございます。

1回目、2回目接種の完了から6カ月以上経過した18歳以上の方を対象に、1回の接種を行っております。接種につきましては、町内医療機関12か所において既に1月31日から開始しております。接種券の発送につきましては、3回目接種可能日が早い人から段階的に発送しておりまして、11月19日に発送開始し、現在は2回目接種から6カ月経過前に御自宅に接種券が到着するよう、発送事務を加速しております。

3回目接種につきまして、ファイザーワクチンとモデルナワクチン合わせての供給量となっておりますが、多くの方が前回接種と同じファイザーワクチンの接種を希望される状況でございます。そのような状況の中におきまして、ワクチン交差接種の安全性についてホームページに有識者からのメッセージの動画をアップするなど、情報提供に努めてございます。また、モデルナワクチンの実施医療機関も最初は1医療機関でございましたけれども、現在は4医療機関に増やして対応しております。

続いて、(1)の⑨保育所・学童保育園等における感染予防対策と乳幼児期における感染予防教育についてでございます。

斑鳩保育所におきましては、遊具、玩具は午前と午後の消毒、活動ごとに手指消毒、給食などは卓上シールドの使用、行事の縮小、送迎時の保護者の入室制限などを行っております。また、室内では常時マスク着用、手洗いやせきエチケット、換気といった基本的な感染症対策に加えま

して、感染拡大リスクが高い3つの密、3密を避ける、身体的距離を確保する、近距離で一斉に大きな声で話さないといった感染症対策を児童に声かけすることによって意識づけを行っております。学童保育園におきましても同様の感染予防対策を行っております。

続きまして、(1)の⑩でございます。集団施設におけるクラスター感染予防対策についてでございます。

まず、保育施設でございますけれども、毎朝家庭で検温の上、体調チェックシートに記入して持ってきてもらい、職員が確認してから受け入れております。また3月6日までは保護者へ家庭保育への協力を依頼し、入所説明会を除きまして、保護者等が来所する行事は実施しないこととしてございます。

次に、高齢者施設についてでございます。

高齢者施設における職員の毎日の勤務前における抗原検査は実施しておられないとのことでございます。検査キットの品薄事情もございますし、それを義務化されているものでもございませんで、検査キットの費用等は社会福祉法人等の直接の経費になってくるものでございます。

しかしながら、県の高齢政策課からの通知に基づきまして、職員の出勤前の検温、それから発熱等の症状が見られる場合は出勤しない、その徹底をすることにより、また不織布マスクの着用や手洗い、換気等の基本的な感染対策の徹底、また感染リスクの高い場面、場所への外出を避けること等、リスクの高い行動の回避等を徹底し、感染防止対策に努めていただいております。

続きまして、(1)の⑪でございます。

5歳から11歳における新型コロナワクチン接種の町民への啓発方法の現状と接種体制についてでございます。

接種を希望される方がスムーズに予約及び接種が行えるよう、接種券を対象者全員、2,307人が当初は対象でございました。その方へ2月18日に接種券を発送してございます。以後、5歳を迎えるお子様につきましては、誕生月の月末に発送する予定でございます。接種券とともにワクチンの効果、安全性などが記載された厚生労働省作成のリーフレットを同封し、またホームページでも併せて情報提供してございます。また、コールセンターでは個別の相談対応も行っております。

予約につきましては、ウェブ上の予約とコールセンターへの電話予約で行いまして、既に3月1日8時30分から開始してございます。町内の接種会場は、たかはしこどもクリニックと野村医院の小児科、2つの医療機関による個別接種を3月7日から実施する予定でございます。

続きまして、(2)ステルスオミクロン株、BA.2の感染拡大における対策についてでございます。

ステルスオミクロン株、BA.2は、BA.1よりも感染力が強いと言われておりまして、第6波が収まらないまま第7波に突入するのではないかととも言われてございます。BA.2はBA.1の症状とよく似ていることから、特別な感染対策というよりは、現状の感染対策を継続していく必要があると考えております。引き続き、手洗いやマスクの着用の勧奨、新型コロナワクチンの追加接種や5歳から11歳の1、2回目接種を周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 私から、「1」、⑩についてお答えします。

幼稚園、小中学校の感染予防対策及び感染教育について。

幼稚園、小中学校における感染予防対策といたしましては、コロナ対策の基本である手洗いとマスク着用、給食時における黙食、体育等による運動時においてはマスクを外す必要もあります。

ため、子供同士で十分な距離を確保してしゃべらないなどの感染教育を徹底しております。

手洗いチェッカー等を用いた教育については幼稚園、小学校において行っており、特に幼稚園において必要と思います。他の園児と接触する機会が多いため、手洗い指導をより多く実施しております。中学校においては、生徒会が中心となり、全校生徒に向けた啓発活動を実施しているところでございます。

手洗いレバーについては、全学校園においておおむね設置が完了しております。レバーにすることで感染を予防できるということを子供たちに理解させ、レバーの回し方についても発達段階に応じて指導しているところでございます。

⑪についてお答えいたします。

保護者と学校等との情報共有等連携について。

保護者と学校の情報共有については、罹患された方に対する人権侵害が起こらないよう細心の注意を払いながら感染防止についての協力を依頼しております。オミクロン株の流行が拡大してからは、メールによる感染防止に向けての家庭での協力を依頼したり、実施していた行事をやむなく中止する際には御理解をいただく旨を説明したりするなど、感染防止を最優先にしていることの御理解をいただいているところでございます。

⑫の学校におけるクラスター感染予防対策についてお答えします。

園児、児童生徒及び教職員について、毎日の健康観察の徹底を行っております。園児、児童生徒については、これまでと同様、本人はもとより家族に風邪症状が見られた場合においても欠席していただいております。教職員についても同様の措置を取っております。

学校園内の主な感染防止対策については、先ほど⑩において説明させていただいたとおりです。加えて、蔓延防止下において、保護者に学校にお越しいただく行事については、進路指導を除いて全て中止としております。外から持ち込まないことを第一に、学校教育活動を進めているところでございます。毎日勤務時前に抗原検査を実施というのは、教職員にはいたしておりません。

私からは以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 各分野からの答弁をいただきました。私が求めたいのは、日本一の感染症疫病対策実施地方創生都市の太子町であります。そのために、従来から言われてる標準的な考え方を軸にした中で、それを超えて、ほかの市町ではできてない発想の中で、こういう町をつくっていかうと、こういう疫病対策をしたらどうかという視点で議論をさせていただければというふうに思っております。それがひいては太子町の町民にとって、疫病には強いんだと、これからどんどんとまだまだ変異を起こしていく、そして新たなウイルスが入ってくるときもあるでしょう。そういった中で、今このときに2年を経過した今、このときにもう一度立ち止まって検証をしていこうという感じで問うたわけでございます。

だから、まず(1)の①であります。そういう意味で、最初から6波までのそれぞれのウイルスの性質によって対策は違ってまいりました。デルタ株のような強毒性のものであり、また今オミクロン株のような、もうあらゆる人たちが症状がない中で感染を起こしておる可能性が十分に考えられる。そういう時々の中で、ウイルスの正体を知った上で対策を打っていく瞬時的なことが行政には政治家として求められてくるのではないかと思います。

そういう意味において、各業種別というのは、各分野とは何々かというのを私は書いておきましたけれども、社会福祉施設、保育所、幼、小中学校、飲食業、カラオケ、中小企業者、医療、NPOとか地縁組織、町民を含めた形で、それぞれの分野においてそれを検証していただ

きたいと私は思ってるわけです。今までの状況、第5波の状況、第6波の状況と違います。状況が違う。それをもう一度振り返っていく状況についてはいかがですか。そこを聞きたいのです。それぞれの部署において、例えばカラオケだったらカラオケ、飲食業、いろんな形で行政が施策でお金も投資をいたしておりますが、それぞれの対策がどうだったのか、学校ではどうだったのかということを振り返った中での問題、課題をあぶり出してほしいと、その状況はどうですかという問いなのですけれども、御答弁願います。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 第5波から第6波に変わったときに、オミクロン株の特徴としましては、飛沫や換気の悪い場所でのエアロゾルによる感染が多く、子供が感染しやすくなっており、学校等での感染に加え、家庭に持ち帰り、家庭内で感染するような状況が起きております。

そういう中でございますけれども、換気等もきっちりと定期的に行い、また移らない、移さないという気持ちでワクチン接種にも十分強化をいたしまして、感染拡大の防止といたしまして、「ひょうごスタイル」の新しい生活様式を皆様にもお伝えして、徹底していただくように周知させていただいたところでございます。

（森田哲夫議員「学校どうですか」の声あり）

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 第6波に対してですか。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今までのずっと、発生時から2年間あるわけなのですが、それぞれのその分野によつての検証ということです。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 学校園に対する、子供たちに対する対応については十分だと思っております。新型コロナに対して一番被害の少ない子供たちが一番しわ寄せがこの世の中でいってると思います。あるべき教育の姿ができない、延期、縮小、本当に、例えば教師が子供に立ち向かうときに、指導するときに、あるべき姿が取れない、密になれない、近くに行けない、大きな声を出せない、目を見て、表情を見て指導できない、いろんな弊害が出ております。子供たちも、もういつの間にかマスクが当然のように、制服のようになっております。これすっごいもう危機だと思ってます、私。この子供たちが大きくなってどんな社会をつくっていくんだろうかと、本当に。友達の色顔を知ってるんだろうかと、担任の先生の色顔を知ってるんだろうかと、本当に友達づくりができるんだろうかと、人間関係を構築していくすべを今の子供たちは学んでいるんだろうかと、そんなことも含めて非常に危機感を持っているのですが、それでも今の世の中のコロナ対応について、なすべきことはきちっとやれているものと信じております。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ①の分析に基づいて、②ですね、各業種別の感染症ガイドラインというものを各事業者ごとにこれは作っていただいていると思うのです。それがひな形だと思うのですよね。そして、それに基づいて、学校も保育所も全て行政側からもガイドラインも全部私も見ましたけれども、縦ラインでも出てきております。しかし、それをそれぞれのウイルスの性状によって状況を変えていかないといけないと。だから、ガイドラインの見直しというものを随時それがたたき台になるものをそれぞれの部署が見直しながら、新たな対策の基本をつくっていくかなければいけないのではないかとというのがこの②なのです。これ随時更新をしますというふうに部長のほうで答弁をされましたけれども、②のほうに今いっておりますが、そこに更新をするに至るまで

の各事業者ごとの、例えば学校だったら学校、保育所だったら保育所、カラオケ店だったらカラオケ店の事業者ごとの中での自分たち自らが、各事業者自身で自ら改定したと私は書いてると思うのです。

1つあるものをそのままのガイドラインに従ってやってくださいということを言ってるわけじゃないのです。それを基にして、自分たちの問題としてそれを見直しながらこのようにしていこうと、このようにして新たな新型コロナに立ち向かっていこうということを考えていくプロセスということを私は求めているのです、2番目のこの問いは。それをホームページ等の中で随時更新をしてるということではなくして、するのはまあいいのですが、その辺の各自の事業者ごとで新たな見直しをできてるような作業というのはあるのでしょうか、その実態としては。ひな形だけがあるだけですか。自分たちで何か考えて、自分たちが生き残っていく、これ社会の中で生き残っていくために自らの知恵を出し合ってこれを考えて作り上げていくという、そういう過程というのはいかがですか。ありますか、ないですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 先ほど更新がかけられているという部分につきましては、業種ごとのガイドラインが国のほうから示されているというものについては、町としてもホームページ等で紹介をさせていただいて、各事業所のほうでその方法については考えていただくというところでございます。

今回のオミクロン株のように感染力がとっても強いというような情報に基づきまして、各事業所、もし役場内でございましたら、今まで午前中1回、昼休み1回、午後1回の換気をしておりましたけれど、それを毎1時間ごとに換気をするような形に変えさせていただいたり、また職員につきましても体調が悪いということになりますと、もうすぐに休みを取るなり、仕事のほうもできるだけ密にならないように分散の業務を行うというようなことも徹底するようにさせていただきました。そのように状況に合わせて今の感染状況に対応できるような対策を常にとっておるところでございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ちょっともう時間もあれなので、細かく行くと時間がなくなってしまうんであれなのですが、私が一番言いたかったのは、今総務部長もおっしゃったように、その時々によってくる状況に瞬時に対応した上で、お互い職員が知恵を出し合ってガイドラインをつくり、その方策を話し合う過程というものをそれぞれの部署の中で行っていけるような機運というものが必要ではないかということは申し上げておきます。

③でございますけれども、保健所というのはもう非常に機能が限界に来ております。患者の発生があれば、その疫学調査もそら行けないでしょう。そういった中において、保健所がしてた業務をそれぞれの市町が、太子町が、太子町の町民の中において、それを肩代わりしながら具体的な取り組みを進めていかななくてはならないというふうに考えておるわけであります。

陽性者とか、家族が出た場合のことをちょっとおっしゃってはりましたけれども、何かこう町の中でもっと具体的な家族の調査とか、健康観察を保健所だけに任せておってもなかなか進まないと思いますが、その辺、地域のいろんな自治会とか、いろんな方々との協力をもらったり、人権の配慮もございまして、何かそういった具体的な取り組みというのはございましてか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 基本的に健康福祉事務所から依頼がある、手が回らないんで1週間分の食事、それからパルスオキシメーター等を自宅へ届けてくださいと依頼がある方々の名簿を頂く状況でございまして、それ以外の方の名簿があるわけではございません。ですので、依頼

があった方々にはお届けに行けるのですけれども、それ以外の方の状況等は全く把握できてない状況でございます。

それから、県におきましては、第6波に向けまして、県庁内にそういう安否確認を行う部署を設置したようでございますので、幾分各健康福祉事務所ごとの業務量は大幅助かっている状況にあるように聞いております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 太子町内の中での相談センター的な、県庁は本庁としての相談をしてるみたいですが、なかなか保健所からも連絡がないと、そして困ってるんだというような場合の相談窓口の設置ということについては考えてはないでしょうか、太子町内の。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 個人個人の情報は統一的に管理されるべきであると思いますので、県にもそういう部署がある、町にもあるということで、町は基本的に県から示された方々しか把握できてませんので、電話してきた方々が本当に陽性者なのかどうかの確認もできませんので、情報は一本化すべきであると考えてございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今の住民の、この新型コロナの性質というものを考えますと、私はもう感染者がたくさんもうあらゆるところでもう発生をしていると、発病はしてませんが、症状はないけれども感染を起こしている人たちがあちらこちらにもういらっしゃるというふうに私は思っているのですよ。免疫力があるような若い人、世代の人たちは自分の力で、その免疫力の中で自分は発病しないから元気で、自分が感染してるということが分からないままに生活をしている人たちがほとんどではないかと。私たちだって感染している可能性があると思うのです。

今までのように体温だけ測って37度5分以上はないからどうぞという時代はもう終わったというふうに私は思います。それは発病をしてる可能性があるかないかということで検温するということは1つの指標になりますけれども、熱がないから感染をしてないということでは全くないというふうに私は考えておるのです、基本的には。だからこそ、違った次の手だてを打たないと、それは県に任せておるだけではできないところを太子町独自でやろうじゃないかというのがこの提案になってるわけであります。

そしたら、分かりやすい事例から行きます、⑤に。

まず、感染対策の中で、皆さん社会常識としてマスクをつけましょうと。しかし、どうですかね。マスクを外して記者発表をする、マスクを外して、これをポケットに入れて皆記者発表してるじゃないですか。これマスクは使い捨て、ディスポーザブルなわけです。ここにウイルスがいっぱいついてるわけです、表面には。内側にもすごいウイルスがあるわけです。このマスクを外すのは、この耳から外して、そしてここは触らないというのが感染対策の基本なのです。そういう面で、マスクを正しくつける、そしてそのマスクを使い回しをしない1つの方策というものを実際実行してはどうかというのが私の考えなのです。

そうすると、マスクがたくさん要る。ほんなら人と話を、例えば食事をするときにマスクを取って置く、そして終わったらマスクをする、またそのマスクを手で触ってするということになりますと、手にウイルスがついてるわけです。だから、手指の消毒が要るわけです。一連の流れとして、マスクを外して、それを普通は蓋つきのところにそのマスクを入れて、捨てなければいけないのです。

だから、そういったようなマスクの使い回しを禁止するとかということも1つの方策ではない



かと思って、私はここに書いておきました。絶えず携帯用のアルコールの消毒液を持っておい  
て、そしてマスクを触ったようなときとか、いろんな場所に触れたときには自分でしゅっしゅっ  
しゅとこうするという必要ではないかと。

それから、パルスオキシメーターのことににつきまして、50台購入をなされて、それを多分県は  
感染者が発生をした場合にパルスオキシメーターを貸与してると思います。私の提案は、各家庭  
に1台のパルスオキシメーターを配置してほしいと、そのことによって自分の健康は自分で守  
る。自分は症状はなくても、この血中酸素濃度と飽和度が95以下で、そして呼吸器の症状があ  
ると、症状が出てないけれども早く医療に結びつけなければならないことがあるわけでありま  
す。

そういう意味で、私もこれインターネットで買ったのですよ、これパルスオキシメーターです  
けれども、こう手を入れるだけで数値が出るわけです。これを普通の家庭の体温計と同じよう  
に、1家庭には1台置いておく。そして、特に高齢者の方々については、若い人たちから高齢者  
の方々に感染を広げたいと思わなくても、基礎疾患があったり、いろんなことで広げてしまう  
可能性がある。じゃあ、そういったときに、このパルスオキシメーターを用いる。もしくは、こ  
れ私インターネットで買いましたけれども、これも抗原検査キットですね。こういったようなも  
のを各家庭にそろえておくためのことをしてはどうかと、それに対して行政が1つの施策として  
それを打ち出していく。今おっしゃった、県が無料でPCR検査も2か所太子町ではできており  
ます。しかし、そこまで行かなければならないことがあります。それは症状がない場合しか検査  
はできません、無料の検査は。症状があれば、もう医療なわけです。それを各自自分の家で検査が  
できる、そういったような体制ということも含めて、ここに書いておきました。

それと、清拭用薬剤ですね、環境のこの清拭であります。以前次亜塩素酸を0.02%に薄めた液  
をたつの市なんかはずっと配布しておった時期が当初はございました。今は、次亜塩素酸であ  
れば手が荒れるということから、シュシュシュとするアルコール製剤とか界面活性剤を用いた環  
境のものが市販されております。ドアノブ、そして机、あらゆるところ、保育所でしてる遊具のこ  
とは今よく分かりましたが、それは業務上やってるわけなのです。家でも同じなわけでありま  
す。そういった中で、廊下とかドアノブも含めて、清拭の環境の消毒をする。

そしてまた、循環型空調設備ということを書いております。換気をする、窓を開けてとい  
うことは、対面ですよ、風がこう流れていかないと、空気が流れないと換気をするにはな  
りません。なかなかできないじゃないですか、こちらだって窓だけ開けても、こちら開いてない  
じゃないですか。

そういう意味で、換気をするということも大事、もうしなきゃいけません。けれども、今循環  
型のそういったような空調設備というのが開発されてます。中の空気を外に出して、そして外の  
空気を中に吸い入れる。そして、そのサーモの温度センサーがついてて空調の管理という、エア  
の管理というものがきちっとできる装置というものを導入することが必要ではないかと私は考え  
ております。

というのは、カラオケボックスのような、ああいう密閉されたところになりましたら、以前私  
が県庁を通して内閣府に確認しましたがけれども、カラオケボックスは非常に密閉されてるけれど  
も、あそこは空調設備がしっかりしてると、そして営業するためにはそれ用の建築基準法に基づ  
いた空調設備が入ってるから、だからカラオケのことは認めていたわけです。ほかのカラオケの  
店はそういう緊急事態宣言とか蔓延防止等重点措置が出てても、カラオケはできないけれどもカ  
ラオケボックスは除くという形になってたのです。なぜかといえば、空調設備があるからであり  
ます。

そういう意味で、この循環型空調設備というもので換気をするということが必要ではないかというふうに私は提案をするのですが、それとさっき言いました抗原キットを配布すると、こういう感染対策予防についての提案に対して当局の答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 冒頭おっしゃられてましたように、今オミクロン株というのは非常に感染力が強いということで、もうもしかして今私も新型コロナを発症してるかもしれないんだけども症状がないからというような懸念というのは、もうこれは誰しもお持ちになっていただかないといけないことだというふうに思います。

その観点からいっても、専門家がじゃあ今何をすべきかというのは、やはり今基本的な対策、それぞれ個人がそれぞれ対策をしていくということが一番大事であるということと、それから特にオミクロン株に関しては富岳という高性能なコンピュータでシミュレーションした結果では、不織布マスクをつけていても50センチで15分間会話すると感染するというような結果が出ているということでございますので、そういう意味では1メートル以上離れて会話をする、不織布マスクをつけてするということも含めて、そういうことを皆さん知っていただく、周知していくというのは非常に重要なことと思います。

そういうようなことと、それから今手洗いであるとか、正しいマスクのつけ方というのは、国が制作したホームページの動画のほうで今皆さん知っていただこうとやっておりますので、そういうものでしかちょっと今できないのかなと思っております。

それから、抗原キット等、またパルスオキシメーターの購入、全戸配布という御提案でございますが、私どもでも試算いたしましたら、これ莫大な予算が必要であるということも計算しておりますので、そういうことを考えますと、今まして検査キットというのは世の中ちょっと不足している状況もございますので、そういう意味でも申し訳ないのですが、各家庭で個々にそれぞれが対策していただくというのが今一番大事なことだというふうに思っておる次第でございます。

○議長（中島貞次） 森田議員に言いますが、もうちょっと質問を短くお願いします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 経済建設部長にお聞きします。

循環型空調設備の換気装置の設置ということについての御見識をお聞きいたします。

以前、飲食業者に50万円の予算を使っているいろいろ補填もされたと思うのですが、そういったような高換気設備に関する助成ということについて、いかがですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今回飲食店、宿泊業者に対して、感染予防に関する設備を更新、設けるといふところに対して補助制度を設けさせていただいてます。いろいろコロナウイルスが発生してから2年たつてるところで、個々事業者がお商売のために自ら投資して、そういう良好な環境を確保していただいている業者もたくさんあるかと思います。町が用意した補助制度を使って、この際にそういう設備を準備したという業者も多数ございます。

高い意識を持って感染症を予防するために対策を取るというところに対して、当町としましては補助制度を設けて支援してきたところでございます。これにつきましては、現在予算的にはほぼ本年度の予算を使い切って、たくさんの支援ができたものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私が質問を申し上げたのはそのことを言ってるわけじゃないんで、循環型空調

設備の換気のシステムというものに対する助成的なことについての御見識はどうですかとお聞きしました。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 循環式の空調設備に限らず、空調設備と換気設備、別々に設ける建物なりがほぼたくさんあると思いますので、そのあたりは循環型空調設備に対する補助というところに特化して何か支援をしていくというところまでは現在は考えてございません。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 換気のことにつきましては、もう換気扇をつけたり、空気清浄機とか、いろんな形でされてるところがあると思いますが、事業を止めるということじゃなくして、設備をきちんと整えて事業を継続していくことが大事だと私は思うのです。

空気清浄機とかもうそれだけでは用を足さないと、ビルごと、例えば空気を出して入れる、その装置の開発というものがどんどん今進んでおります。今蔓延防止等重点措置でいろいろ、1日3万円以上ですか、お金が出たりいろいろしてますけれども、その装置をきちんと太子町内である程度入れることができれば、窓を開けなくても、もう窓を開けてすることはなかなかできない構造になってるじゃないですか。

だから、そういう意味で、そういうところに投資をして、太子町ではそういう換気というものに対するものをしていくんだという新たなる展開というものを提案しているところなのです。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 換気の流量につきましては、建築基準法なり、ビル管理法なり、いろいろなところで換気の容量は計算され、それに基づいて設置をされてるところでございます。

先ほど副町長からも回答がございましたが、ビル全体の空調を変えると、莫大というか、もう考えられないぐらいの予算が必要でございますので、そのあたりは建物所有者、事業者において、事業を継続するために必要な投資というところでやっていただくものであると考えてございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それはどういう規模ですかということについては議論があると思いますが、そういう方向で、例えば自分の家の中に、この部屋についてはその空等設備を導入しておくとか、患者が出た場合でもちゃんとそこでは空気の制御ができるということは、将来もそのような設計の中で新築が進んでいくと私は思います、恐らく。

だから、学校は今エアコン入りましたけれども、本当はこういう換気ができるようなものも入れた形でなれば一番よかったと私は思うのですけれども、そういう面で、今後空気の入れ換え、換気、換気という言葉だけは独り歩きをしますけれども、なかなか奥が深いことがあるということ念頭に入れた中で、次のやはり目標というものを持って行政の施策を進めていっていただきたいというふうに思います。

時間もあれなので、教育長に御答弁いただきましたが、今子供たちは将来この中でどのようになってしまうかと、この状況の中で、ちょっと危惧してると、顔も見れないと。しかし、この中であるがゆえに学ばなきゃならない、学んで次世代につなげていくところの感染教育というものがあるのではないかと私は思うのです。その辺のところを教育という立場で……。

○議長（中島貞次） 教育長。

○教育長（檜野正樹） 今思ってる考えを言わせていただきますと、新型コロナの発生当初は世界中が未知のウイルスということで疑心暗鬼に陥ったりとか、恐怖に駆られたと思います。

ただ、それが数年を経て、今現在オミクロン株に替わり、新しいのも出ようとしてるのですが、ある程度皆さんも分かってきた状態の中で、さあどう考えていくかですよね。私は、恐れ過ぎず、侮らずを基本としたいと思っています。子供たちにも、子供たちにもというか、そうあるべきだなとも思っています。

ウイズコロナ、ゼロコロナというのはできるのだろうか、あくまでもウイズコロナだろうかと。じゃあ、学校園でウイズコロナにする、ウイズコロナ対応していくためには、今やっている最低限の感染症対策を徹底するしかないかなと思っております。子供たちに危惧してるのは、人間関係のつくり方です。これを今、さあどうやって子供たちにそういう力をつけていこうかというのは、みんなで考えていかねばならないことだなと思っています。あくまでも恐れ過ぎず、侮らずでいきたいと思ってます。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1つ、手洗いのこのレバー水洗のことで答弁がきちとなかったのもう一度お聞きしますが、当初は私は自動水栓にしてほしいということを何回かこの場でも申し上げました。しかし、前教育長は、非常に故障が多いのでレバー式に全部するというで答弁されました。しかし、レバーにすることによって肘でぐっとこうを押して閉めたりする。そういうことから、非常に故障が多いと、パッキンがすぐもうめげてしまうということを聞いております。その辺の使用実態というものはどうなのかということの答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 議員仰せの意見を学校園に求めましたところ、大半のところで大きな故障は起きていないというところでした。

ただ、1学校当たり、締め過ぎてパッキンが傷んだというのもございました。子供たちに、当然それは修理に係ることについて啓発をして、正しい使い方を指導するというで学校のほうと話し合っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ということは、そんなに故障の苦情はあんまり出てないということですよ。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 当初数件ございましたが、現在のところはなくなっております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それで、水道のところですね。幼、小中学校全てのところがこのレバー式の水洗になってんですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 日常的に使うところにおきましてはレバー化を進めておりますが、比較的使用頻度の少ない箇所、全く使わないところというのもございますので、その辺については従来のものがついたままになってございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ちょっと時間の関係があるのもう終わらないといけませんが、B.A. 2というステルスオミクロンと呼ばれる、恐らくもう市中に広がってると思います。ある一定のどこだけ止まるものではないので、感染症というのは。もうどっかで出たら、自分ところに来てるというふうに考えて対策をするのが感染症対策であります。そういう意味で、B.A. 2のみならず、新たなもっと強毒性なものに変異を起こす、ウイルスというものは存在を次から次へと私たちにいろんなことで問いかけてくるのが現状であろうかと思います。

まだ、今出発点であります。まだ先が見えておりません。そういう中において、じっくり立ち止まって数年先のことも含めて、行政がこの疫病対策というものをどう捉え、新たなる出現するウイルスというものに対するものをどう考えていくかということが行政の課題ではないかということをお私に思うのです。

そういう中において、今第7波というふうなこともおっしゃいましたけれども、何かございますか。その疫病対策、これからまだまだ進んでいくとすれば、新たなものが次々出てくる。その後追い、後追いじゃなしに、先手を打って、どのようなものが出てきても対応できるような先を見据える力というものの、それが必要だと思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 感染症法でそれぞれ分類ございまして、それぞれ強毒化されたものとか、いろんな対応をしなければならぬ。でも、それが一律な対応かということ、そうではございませんで、今おっしゃるように、新たなものが出てきたときには、私どものほうというよりも、国の感染症対策国立研究所等も含めて、どう対応していくという指針をいただいて、それに基づいて対応していくというのが正直なところかなというふうに思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そういう面で全ての面に関連することですけれども、私は公衆衛生に特化した部局を設けるとか、いろんな専門家がないと行政の施策が打てません。専門家の意見なり、考えがなければ先を見通した施策が打てないと思うので、そういう意味で政策ブレーンとして、町の中において絶えず厚生労働省からの指示を仰ぎ、国、県の依頼に基づいて事業を遂行するということは、それが官の役割であろうかと思いますが、それを超えて、やっぱり先手を打って、そういったような公衆衛生の方との連携の中で、何か先を見据えた斬新な取り組みというものを太子町で進めていただきたいと。それが日本一の感染対策の我が太子町をつくれるんじゃないかと、それに向かってお互い何か知恵を出し合い、そして公衆衛生の専門家も入っていただいて、今ならZoomでテレビ会議もできるわけであります。私はいつも自分が当時県の保健所にいたときに一緒に関わってきた先生といつも連携を保ちながら議論をしております。国の政策というのはどういうふうに進んで、そしてこのウイルスはどのような性質なのかということをしておりますので、そういったようなネットワークというものをもっともっと積んだ上でこの行政の施策というものが進んでいってほしいと、それ以上のことの提案をしてもらいたいというふうに思うのですが、いかがでございましょうか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 専門家、スペシャリストという意味でおっしゃるところは全く分からないわけではないのですが、今現時点で現実を見ますと、やはり町においては保健師が県の保健部局と連携しながら各町の対策等も含めていろいろ対策会議等でも発言して、それに基づいて我々も行動していくというような格好をしております、先手を取ってという話というのが、明らかに先が分かるものであれば対策が打てるのですけれども、今後何が、未知のものがというところになってきますと、はっきり申し上げて、ちょっと今何をしたらいいかというのが正直分からないというのが本音でございますので、御理解いただければと思います。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1つ私が提案を今回しているのが、クラスター防止のために毎日勤務前に抗原検査を実施しようということを提案しております。病院とか高齢者施設の入所してる人たちは、外来が入れませんので、面会ができないので、そこでの院内でのクラスターというのは職員の持込みであります。職員は知らず知らずのうちに、自分が感染していることが分からずに業務につ

いて、そして感染を起こしている、クラスターが発生してしまっている。それを食い止める1つの手だてというのは、勤務前に抗原検査をすることではないかというふうに私は思います。

費用の問題がどうかとか何かいろいろ出ましたけれども、じゃあ施設だったら施設、私は自宅においても必要だというふうに思ってるわけです。その例えば半分、何ぼかまでを上限で補助をするとか、そういう中の政策としてそういったような検査キットというものを勤務前に、そういう集団で預かる仕事をするところはきちっとしようじゃないかと、太子町からそれを始めようじゃないかということを私は問いかけたいのですが。そんな費用もかからないと思うのですが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今国のほうも言ってますように、検査キットの量産体制を求めないと、もう今毎日足りない状況であるということと、これを毎日行うとなりますと、それに対する補助というのは莫大なものになるということでございますので、そこら辺を理解していただければと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ⑬のところだけ、ちょっと最後に申し上げます。

3月7日からですかね、5歳から11歳に対するワクチン接種が始まるということでございますけれども、親として本当にこのワクチンを接種することがどうなのかということを皆さん迷っていると思うのです、分かりません、打つか打たないか。これは、世界中の誰でも分からないと思います。どんな学生であっても分からないと思います。私たちが打ったこのワクチンも、自分の体がそれによって何年後にどうなっているのか。メッセンジャーRNAワクチンの中で研究をなされて、それが必要だということでみんな接種を今しております。また、することが望ましいと思いますけれども、それが生態にとって本当によかったのか悪かったのかという結論というのは先じゃないと分かりません。

そういった意味で、5歳から11歳の方々に対する接種というものを国は進めておりますけれども、どのようにしてそれを伝えていくのか。子供さんをお持ちの父兄に伝えていくのか、これが今大きな課題であります。それは、市町ででも、どこでも、世界中のどこでもまだ分からない結論の中でワクチン接種という事業が進んでおりますけれども、皆の共感を得て、そこでお互いが悩んで、どの道を選択するのか、この子供にとってどうするのかということを真剣に考え、悩み、そうすることの中のプロセスの中から何か新しい結論を見いだしていくのではないかと思います。1つのパンフレットだけ厚生労働省のこれだからということだけで理解ができるものではありません。

だから、そういう意味で、なかなか未知な世界であります。このワクチンとの出会い、ワクチンもありますし、疫病の出会いというものは大変なことでありますけれども、それに立ち向かって町民皆で一緒になって何かこう考えていこうと、目に見えないところの畏敬の念を培いながら、自然の摂理に従ってコロナウイルスにも心を寄せ合っていく、全ての国民の周りの人たちと一緒にこの新型コロナを乗り越えていく新しい生活の在り方をみんなで考えていこうではないかという機運をこの地域から発信ができますように、我がまち太子の聖徳太子のこの遠忌に当たり、このときにこそお互いが輪になって、この疫病というものを軸にして進んでいきますように、行政として共に歩んでいける、この熱血をもって町民と接していく、その姿勢だけ最後にお聞きしたいと思いますので、御答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今国難っていいですか、こういう危機的な状況であり、各分野において

も皆さん困っておられるというところ、やはり当然私どものほうも困っていることもようさんありますし、ですからまた町民の皆様とともにこのコロナ禍というものを乗り越えていきたいというふうに、これは職員一丸となってですし、町長はじめ一丸となって取り組んでいきたいというふうに思っている次第です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 最後に本当に力強いお言葉を頂戴しましてありがとうございます。町長を中心に、町長部局と、また議会とも一緒になって町民の健康、命を守るためにしっかりと議論をして、すばらしい日本一の疫病対策ができる太子町を目指して頑張っていきたいと思います。

これをもちまして一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 午後 2 時41分）

（再開 午後 2 時51分）

○議長（中島貞次） 再開します。

一般質問を続行いたします。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議員番号 2 番の出原賢治でございます。質問通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

本日は、2 つ質問をいたします。

1 つは民俗資料館の修理、活用について。もう 1 つは、特別指定区域制度を活用した土地利用の促進についてということでさせていただきます。

まず 1 点目の民俗資料館の修理、活用についてです。

令和 3 年度の太子町一般会計当初予算において、民俗資料館の茅葺屋根修理が計上され、県の補助金も活用し、1,000 万円の規模の事業であるとの説明でございました。正式には、その後 790 万円とのことですが、その後、同年 9 月の定例会において、一般会計補正予算（第 3 号）が上程され、民俗資料館茅葺屋根修理に約 500 万円の経費が追加計上されました。そのときの説明では、平成 20 年には北面のみを修理しているから今回は南面の補修をするという計画だったが、専門業者による調査の結果、北面の傷みも激しいため全面補修が必要ということで 500 万円ほどの追加となったと。これらの予算は、いずれも議会では可決されています。

しかしながら、本年 1 月の全員協議会の報告におきまして、主に耐震性の問題から葺き替え工事ができなくなり、延期するとの説明がございました。今定例会に上程中の一般会計補正予算（第 9 号）では 1,080 万 2,000 円の減額補正となっております。同じく、上程中の令和 4 年度一般会計では、民俗資料館茅葺屋根修理に関する予算は計上されていません。

第 6 次太子町総合計画では、歴史文化資源を重要な財産として保全、有効活用を図るという基本方針が定められておりますが、そのような太子町として、江戸時代末期の古民家である県登録文化財である旧尾野家の住宅及び民俗資料館をいかに活用するのか、あるいはもう活用しないのか、問われていると考えます。

そこで、民俗資料館屋根修理に関するこの間の一連の経緯の状況を改めて確認させていただいた上で、今後どのように活用していく考えなのか、町としての姿勢を聞きたいと思います。

(1) 改めてこれまでの経緯について。

これは、令和 3 年度の予算が組まれた段階で結構です。当初の計画と財源、それから延期となった理由と経緯ですね。

それから、(2)劣化が進まないように応急の処置を講ずるとされていますが、現在どのような状況にあり、今後本格的に対処するためには何が必要か、必要となる経費は概算でどの程度か、実施する上での問題は何かについて問います。

(3)将来どのように修理を実施して活用していく考えなのか。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） まず、これまでの経緯についてお答えさせていただきます。

民俗資料館につきましては、当初予算では茅葺屋根のうち傷みの激しい南面のみを葺き替える予算を計上させていただきましたが、茅葺屋根の傷みが想定以上にひどく、全面葺き替えが必要と判断し、9月補正に一般会計補正予算を計上させていただきました。その後、工事入札に向け準備を進めておりましたところ、民俗資料館母屋の耐震性についての指摘があり、教育委員会内部等で協議を行い、茅葺屋根葺き替え工事の延期を決定したものでございます。

現計予算額は、出原議員仰せのとおり1,281万円で、うち登録文化財の修理に対する県補助金は100万円となっております。現在、雨漏りがしておりますので、応急修理のため、200万円を残し、それ以外の1,080万円につきまして、一般会計補正予算（第9号）で減額するものでございます。

延期理由といたしましては、民俗資料館母屋の耐震性が脆弱であり、茅葺屋根修理時の振動あるいは重量に堪えられない可能性が非常に高いと判断したためです。

以上のようなことから、今回の葺き替え修理の延期を決定したものでございます。

現在の状況についてでございます。

現在、民俗資料館母屋の茅葺屋根から雨漏りがしておりまして、取り急ぎ、簡易な方法ではございますが、茅葺屋根にトタン板を張りつけ、雨漏りを防ぐ補修を行います。これにつきましては、既に見積り入札により業者が決定しておりまして、近日中に工事に着手し、年度内に完了する予定でございます。

将来の活用についてでございますが、現在施設を管理する人間が常駐しておらず、夏季と秋季、小学校の団体見学等の際に公開するほか、社会教育課のあそびっこ教室等での体験学習活動の場として活用しておりまして、さらに積極的な活用を模索し、にぎわい場所の創出をしていきたいと考えておりますが、そのためには現在の太子山公園の状況でよいのか検討すべき課題は非常に多いとございます。

また、耐震補強につきましては、多額の費用が必要になります。具体的な修繕方法が決まりませんと経費について現段階で申し上げることはできませんが、母屋と土蔵を耐震補強することになりますと数千万円、場合によってはそれ以上になるかと考えます。クラウドファンディングやふるさと納税の目的別設定、ネーミングライツの活用など、町の一般財源以外からの資金調達の方法を検討し、それらを組み合わせていくことで町の一般財源の負担もできるだけ少なくなるようにしたいと考えておりますけれども、それとて限界はございます。非常に大きな財政負担になりますので、県の文化財課や有識者あるいは社会教育審議会等、多くの皆様の御意見を伺い、また他市町の事例を研究して方針を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 説明いただきましたが、まず最初に経緯のところですが、指摘があったというふうにおっしゃいました。つまり耐震についてですね、工事する上で、恐らくこれは危険だからということで、その後教育委員会で話されたということでしょうけれども、指摘があったのは誰



から指摘があったのですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 建築を担当しております職員からの指摘でございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ということは、まだ業者とかそういうところに出す前に、町の中で把握したということですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおりです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それはいつのことですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 昨年秋、入札直前のことでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 200万円ほど残しておられるということですが、これは昨年度、つまり令和3年度予算の範囲の中で執行するという、今年度内に執行するという、そういう事業としてやるという、そういうことですね。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） そのとおりです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 まず、1点指摘ですけれども、直前になってそのことが分かったということでございます。この問題とは別に、午前中も話になりました給食費の公会計の問題も非常に大事な事業であって、進めなければならないところを1年先延ばしになるということですけど、その計画性として問題はなかったでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 反省すべき点は多々あったと考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 いや、そうなのでしょうけれども、別に責めてるのではなくて、やはりその計画段階でしっかりした計画を立てるということと、それから担当課とか担当者に投げないで町の責任ある部署としてしっかりとフォローし続けるというか、そういった姿勢がちょっと足りなかったんじゃないかなということを心配してるのですけど。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおりでございまして、再度指示、指導、また我々のところも自戒していきたいというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 将来のことについてちょっとだけ具体的に話していただきましたが、もうちょっと詳しく聞きたいのですが、耐震性が問題になって工事ができないということでありましたら、実際に修理を行うためには耐震性を補強するのが必要なのですか。それから、もう全部ばらした上で修理という形になるのですか。その辺はどうですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） きちっとした調査をしないと何とも言えませんが、従来の古民家というのは地面に束石を置き、その上に束という木材を置きまして、その上に住宅を建築しております。したがって、耐震性というのは極めて低いものとなっておりますので、県の建築審

査会のほうにより、そこで認められれば建築基準法上の除外にはなるということではございますが、それとて多くの方に御見学、御利用していただくのであれば、当然耐震性は求めるものでございますので、きちっと調査をして、場合によっては、議員仰せのとおり、解体、それでその後補強、耐震性を充足していくということも必要になってくるのではないかというふうに考えます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 普通に考えますと、解体してやっていくとなると恐らく費用はそれだけかかるだろうとは思いますが、先ほど言われました、場合によっちゃ数千万円、つまり1億円以下ぐらいの予算というのは、その辺を見込んだ予算ということですか。それか、そこら辺までは具体的じゃないですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 例えば、調査したところ、筋交いを入れる、それから耐震補強の機材を入れる、床をめくってコンクリートによる基礎固め等々で済めば問題ございませんが、当然壁を外す、屋根を下ろすになりますと、解体しなければなりません。そうしますと、一時的に機材を保管する、そうなれば、例えば移築というのも選択肢には入ってくるのかなというふうには考えます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そういった場合の予算として、先ほど言われた数千万円という見込みでしょうか。まだ分からないですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 今回は従来のいわゆる古民家、それからそれに加えて土蔵がございます。我々土蔵等の移築もしくは補強等については全く知識がなく、専門家にも聞きましたけれども、やはりそれなりの調査をしないと具体的な費用というのは見えてこないというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ちょっと今のところ聞きましたのは、解体してやらないといけないかもしれないというような話もちょっと聞いておりまして、そうなった場合は、逆に言いますと、今太子山公園のところにございますが、解体して建て直すということであれば、何もあの場所にこだわる必要はなくて、だから将来性を見据えた場合でしたら、もっと利便性のいいところとか活用しやすい、あとは管理しやすい場所に置くということも考えられるわけですね。いかがでしょう。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおりでございまして、人の動きがあるところ、人が集まりやすいところというのは非常に大事な要素でございます。加えて、防犯上、管理するにおいては人の目があるところというのも非常に大事な要素でございますので、その辺も十分考えた上での修繕というふうになってこようかというふうに考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 アイデアとしては非常に面白いといえますか、ちょっと事情、あそこの民俗資料館、開館してからもう50年近くたつわけですけども、小学校の児童たちの教材としても活用されておられて、年間100人から数百人の来場者がおられるということで聞いております。

旧尾野家というのは、江戸時代の後期の農家の住居ということで、比較的希少価値がある。これから先、どんどん行政がしっかりやっていると、そういったものというのはどんどんなくなっていくということで考えると、将来的にはさらに価値が上がるというような性格のものだろ

うと思っております。

そういうことを考えますと、何とかそれを活用していく道というのは真剣に考えてもいいかなというふうに考えておりますが、ただもちろん今聞きましたところ、例えば場所を変えて建て替えるとなればそれなりの費用も発生するでしょうし、それはこれから精査するにしても、その費用対効果といいますか、それに関しましては職員の皆さんも、あるいは議員の皆さんも様々な考え方はあるかと思うのです。

ただ、太子町が今回の施政方針演説の中にもありますけれども、その文化を大事にして、先ほどの新しい価値を加えた社会づくりという面からいっても、その歴史の息吹といったような観点もございますから、何とかそこら辺は大事に活用していける道を考えられないかなと考えてるところでございます。

具体的には、そういった設計、幾らぐらいかかるとか、そういったことに関して、ちゃんとした精査をした上で判断するのですか。それとも、もう活用するのか、あるいはもうあまり活用しないのか、そこら辺について町としての考えはいかがですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） まず、議論を深めることが必要かと思います。存続すべきなのか、はたまたやそうしないのか、どのように活用するのか、活用するのであれば費用は幾らかかってくるのか、こういったプロセスが必要であり、最初に費用を算出してしまうと、結論的に存続しないという道ならば調査費用が無駄になってしまいますので、議論を深めてよりよい活用という方法を模索したいというふうに考えます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今おっしゃられたように、費用が無駄になったらやっぱり一番もったいないわけですね。今回も、先ほど200万円といって、もともとの当初予算よりは少ないですけど、トタンで覆うというお金はそのぐらいやっぱり別途費用としてかかるわけです。本来ちゃんとした計画に基づいて進めていけば必要のないお金ですよ。

ですから、こういったことは町としてどうするんかというのをまず方針としてしっかり出さないといけないんじゃないかと。それがしっかり決まってから、決まったらいろんなアイデアなり方向性というのが見えてくるんじゃないかなと思うのですが、その辺はいかがですか。町長、いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほど来、今教育次長も答えてるとおりでございますが、これから教育委員会なり、また審議会のほうにも御意見を求めるなどをして考えていくということになると思っております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど次長が答えられたように、今後いろいろ議論していくということは賛成です。具体的なスケジュールとしては、来年度、1年ぐらいはその議論をするということですか。多分予算化するんだったら、もうこの令和4年度には入っていないのでということですよ。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） できるだけ議論を深めたく、秋には新年度予算の要望が始まりますので、その頃までにはきちっとした方向というのは決めておきたいというふうに考えます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そういうことでしたら、私も福祉文教常任委員会に入っておりますので、委員会としては今回第77条報告で文化財の展示の在り方とか提案させていただきましたけれども、こ

の民俗資料館についても、あるいは歴史資料館についても、今いろいろ斑鳩寺の庫裏の改修に伴って宝物がいっぱい展示されておりますよね、如来像とか。ああいうのもっと太子町の中の文化的な遺産として大切なものだと思いますから、そういったことをよく議論して方針をはっきりと決めていくのが大事だろうというふうに考えます。

考え方としてはいろいろあると思います。もう民俗資料館というのは続けないという最終的な選択も、そういう考え方というのもあると思いますが、私は県登録文化財としての価値を考えると、何とか活用していける道を一緒に考えたいなと思っております。それについてはいかがですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 仰せのとおりでありまして、逐一福祉文教常任委員会の皆様にもお伝えしていきたいというふうに考えております。またよろしく御指導いただければと思います。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 最後に1点だけ、あれは県登録文化財であって、指定文化財ではないのですね。指定文化財というのは非常に貴重なものだからなかなか触るのも難しいものですが、登録文化財というのは中の改築なりというのも多少は可能だということであれば、例えばあの場所ではなくて違うところに持ってきた場合は、民俗資料館の展示場だけではなくて、中で例えばお店をやるとか、そういったアイデアも出てくるだろうと思うのです。

今、今日は3月3日でひな祭りですけど、ひな人形を例えば飾るとか、季節によっていろいろ変える、そういったアイデアもいろいろ出てくるだろうと思うので何とか、今太子町の文化財としては斑鳩寺がございますが、それだけではなくて、最近出してます楯岩城でありますとか、神社でありますとか、横山家の庭園であるとか、いろいろありますよね。そういった魅力というのをしっかり取りそろえていくということが太子町の中の新しい価値の1つの側面じゃないかなというふうに考えております。それについて何か思うところございますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 今1つの案として、ひな祭りというのが出ました。私どもの案には全くなかったものでございまして、非常によい御提案をいただいたかと思えます。発想を多く広げて、できるだけ有効な方向性を導き出したいというふうに考えております。ありがとうございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 特別指定区域制度を活用した土地利用の促進についてでございます。

太子町の都市計画マスタープランでは、市街化調整区域における特別指定区域制度を活用した地域活性化というのがうたわれてます。県では、平成14年より特別指定区域制度を設けて、産業の衰退を食い止めるとか、活性化を図るということを目的にされてると思いますが、今回の町長の施政方針演説の中にも、活性化の推進として土地利用基本計画について、それから市街化調整区域のまちづくりということが書かれております。

言うまでもなく、土地利用の適切な促進は地域に職場を増やし、定住者、来町者の増加及び税収の増加を生み、にぎわいの創出と町の持続的な発展に資する重要な観点と考えます。特に、コロナ禍を経て、東京都とか大都市からの一極集中から地方への分散がトレンドとなりつつある現在、太子町としてはこれをチャンスと捉え、そういった施策が望まれていると思います。

そこで、今回は市街化調整区域の土地活用について、現状と問題、そして今後の見通しについて聞きたいと思えます。

(1)町全体の特別指定区域制度の活用状況、それから促進する上での問題。

(2)交通利便性に優れる太子竜野バイパスランプ付近、特に太子北ランプ付近の流通業務施設区域の現状と今後の方向性。

よろしくお願いします。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） そうしましたら、まず(1)の特別指定区域制度の活用状況及び促進する上での問題から回答をさせていただきます。

町全体の特別指定区域制度の活用については、本町では当該制度の中で集落周辺で地域の活力を維持するために生活に必要な建築物を誘導する地域活力再生等エリアと、ランプやジャンクション周辺の交通利便性が高い地域で産業活動に資する建物を誘導する産業系施設誘導エリア、市街化調整区域内で地域活力の向上、産業振興の推進を図るエリアを設定しております。

特別指定区域の面積は約278ヘクタールありまして、町内の38の区域において指定をしております。特別指定区域のメリットとして、市街化調整区域における地域の活力低下や産業の衰退等の課題に対応するため、地域住民の意向を反映しつつ、周辺の市街化は促進しないよう、土地利用計画を基に、地域の維持活性化等に必要な建物を立地可能とするものです。

効果については、松尾地区におきましては、人口減少が進む中、松尾自治会が主体となり、令和元年度に松尾まちづくり協議会において、地区土地利用計画及び特別指定区域を変更して、新規の居住者区域を設けられ、また沿道施設集約誘導等区域を設定した区域においては、流通業施設の立地が進んでいるというところです。このように特別指定区域制度を活用し、産業振興、地域の活性化等、市街化調整区域内で活力をある一定程度見いだされていると考えています。

制度の促進に対しての問題点につきましては、特別指定区域制度による区域の変更または拡充をするためには、住民団体であるまちづくり協議会を設立の上、地元の課題を抽出し、地区の土地利用計画を策定する必要があり、時間を要することが上げられます。加えて、地元がまとまって自分たちの土地、地域をどうしていきたいか、思いを1つにする機運を高める取り組みが必要と考えてございます。

この作業を行うためには、長い年月を要するため、役場との連携を含め、地域が一丸となって協力し、進めることが重要だと考えております。また、市街化調整区域内で開発許可の弾力的な運用を図るため、開発許可に係る基準や農地等の保全をする区域との調整など、課題がある場合もあり、農業振興に関する関係部局と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、(2)の太子竜野バイパスランプ付近、特に太子北ランプ付近の流通業務施設区域の現状と課題でございますが、交通利便性に優れるランプ周辺の現状と今後の方向性については、太子北ランプ周辺に指定されている沿道施設集約誘導等区域については、指定区域の多くが流通業務、倉庫等の用途で使用されており、約8割の区域が埋まっている現状にあります。また、阿曾インター北側の区域においても流通業務施設区域として同様の用途で使用されており、現在においても開発が進められていることや、福地地区においてもまちづくり協議会を検討されている状況です。

今後においても、地域のニーズや市街化調整区域の人口の維持と、活力・魅力がつながるまちの実現に向けて、適正な土地利用の誘導を図ってまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ありがとうございます。

太子町土地利用計画、これにつきましては、これ委員会のほうで頂いたものですが、令和4年度から活用するということがよろしいですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○**経済建設部長（松谷真利）** 2月、まちづくり審議会におきまして答申をいただき、土地利用計画については策定されたところをございまして、3月の策定ということで、時期が来ましたら公表等をさせていただく予定でございます。

○**議長（中島貞次）** 出原賢治議員。

○**出原賢治議員** これもちよつと読ませていただきましたけど、町長の施政方針演説の中にもありましたが、市街化調整区域を活用して活性化につなげるということで書いてございます。

それで、ちよつと1個ずつまず聞きたいのですが、まずバイパス沿いの工場を誘致するための特別指定区域として、太子北ランプ付近ですね、先ほど8割とおっしゃったかと思うのです。これは区域を指定して、そこに入っていたきたい業者というのは募るわけですが、大体どんなものですか、その人気の度合いというのは。今既に8割埋まってるということは、かなり需要があると考えてよろしいですか。

○**議長（中島貞次）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（松谷真利）** 太子北ランプ周辺の流通業務の区域でございますが、面積は7.2ヘクタールでございます。使用面積が今5.8ヘクタールでございます、使用率は80.6%ということになってございます。

今まだ空き地になってるところもございしますが、土地はもう売却されているとか、開発申請がもう出てきているとかというところで、ほぼほぼ埋まっている状況でございます。残りの2割につきましては、道路沿道はほかの工場が立地してしまつて奥の部分が残つてしまつているとかということで、あとは細い田んぼが残つているとかということで、なかなか利用がしづらい土地が残つてしまつているという状況でございます、人気があつてほぼ埋まっているという状況でございます。

○**議長（中島貞次）** 出原賢治議員。

○**出原賢治議員** 場所の立地から考えるとバイパスのあそこは非常に出口として流通業にとっては非常にいい場所だと思いますので、恐らく人気が高いだろうと思います。

先ほど、今聞いたら、工場が建つて、奥のところというのはなかなか売れないかもしれないけれども、ほぼほぼ埋まってるということで、いわゆる白地のエリアというのはほとんど残つてないような状況なんですけど、何とか流通業のそういった特別指定区域というのは拡張する方向というのは考えられないでしょうか。

○**議長（中島貞次）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（松谷真利）** おっしゃるように、太子北ランプ、今回設定してます流通業務の区域の外側は農振地域の農用地というところで、なかなか規制が厳しいところでございます。

ですので、その部分を外に広げていくというところはハードルが高いところでございますので、太子町でも交通の便がいいところをまた新たに指定していくように検討していくというところが考えられるというところだと思います。

○**議長（中島貞次）** 出原賢治議員。

○**出原賢治議員** それでしたら、阿曽ランプのほうもバイパスの北側、そのようになっていますが、もう既に2社ですかね、営業所が入つていて、ほぼもういっぱい。この基本計画によりますと、バイパスの東側もそういうので将来開発するという計画、開発検討となつてみたいんですけど、それは進捗はどんなものですか。これからということですか。

○**議長（中島貞次）** 経済建設部長。

○**経済建設部長（松谷真利）** その部分につきましては、東芝工場の北側で今後の土地利用の展開も含めて課題だと考えている地区ということで位置づけをさせていただいています。阿曽の地

区につきましては、農地の整備をするというところで住民の方々と話が進んでいたところでもございますので、そのあたりは農地の維持、活用、それから今後の時代の社会ニーズの変化等、いろいろ考えながら検討していきたいという区域で指定をさせていただいているというところでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 流通業に限らず、やっぱり事業所がこうやってくるといことは、それだけ働き場所の確保にもなりますし、人口増とか、先ほど話も出てましたが、空き地の問題とかを解決する上で様々な発展の効果ってございますので、積極的に取り組んでいただきたいなと思っております。

太子北ランプからさらに北に上がったところに、道路沿いですね、工場が、一部あってというところがあって、あそこも既存工場の適正化に向けた土地の利用検討とありますけれども、それについても今後検討していくということですかね。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 広坂地区にあります既存の工場が集まったところがございます。空き工場になっているところもございますので、町としましては課題のある地区というところで、そのまま放っておいては荒れてしまいますので、そのあたりの活用ができればと考えてございます。

ただ、そうするにしても、地元との合意形成が必要でございますので、まちづくり協議会等立ち上げも含めて地元と協議をして、機運が高まれば町も一丸となって検討していきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 工場地域についてもそうなのですが、商業地域についても、これはバイパスではないのですが、国道の179号線沿線って今商業が非常によく発達しております。大体太田交差点からこっちへ来ますと、鵜交差点までというのは非常に店がたくさん建ち並んで、車のディーラーから大型衣服店からいろんな店が、食堂からございます。商業というのは、かつては太子町は赤穂市、相生市と並んだぐらいだったのですが、今はもう太子町がもう断トツで売上げが高くて、近隣からも非常に買物客を呼び込んでるだろうというふうに思ってます。

ただ、今その太田交差点から鵜交差点あるいは、ここまでは結構稠密なのですが、市街化調整区域の、つまり太田から東、あるいはここから西へ行ったらあたりというのは途端に寂しくなるのですけれども、そういったところも商業地域として今後用途変更して発展させていく道というのは考えられないのでしょうか。可能性はあると思うのですが。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） その地域におきましては、都市計画のマスタープランにおきましても課題エリアとしてございます。調整区域の土地利用計画、今策定、答申をいただいたところでございますが、その計画においても特別指定区域等を活用しながら沿道施設の活用エリアとしてできないかというところの課題を持っておりますので、そのあたりは特別指定区域を活用した検討をしていきたいと。

ただ、それにつきましても、地元や土地所有者、地域との合意形成、地域の意見というところは大事でございますので、そのあたりは十分に調整をしていきたいと考えています。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 あとあれですね、石海地区でしたら揖保線延長に伴うところというのも同じような感じだろうと思うのですが、先ほどから地元との合意形成という話が出ておりますが、ちょ

つとなかなか、もともと私は市街化調整区域というのを大胆にもう切り替えてというようなことも最初は考えておったのですが、なかなか県のほうが難しいからということで特別指定区域を活用するという、そういう話になっておりますが、今やはりネックになるのは、県とか、あるいは町の方針なのか、あるいは地元との合意形成なのか、どこが一番問題というか、時間かかる大変なところなのではないでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 調整区域で自由に建物が建てられるように、例えば調整区域から市街化区域へ編入するということもございます。ただ、それは人口減少なり、コンパクトシティを目指すというような国の方針とかもあり、市街化を広げていくということに対してのハードルというものは高うございます。

ただ、調整区域におきましても、地域の活力の維持というところではコミュニティ活動の維持というところで、建物、人口の維持は必要でございますので、そのあたりは兵庫県のほうで条例において特別指定制度というのを設けてございますので、そのメニューを活用して、地域に必要な立地ができるように取り組んでいきたいと考えています。

ただ、それにもやはり地元、その地域の方々の土地、地域をどうしていくかというところが大事になってきますので、やはり地元の熱意、熱度というところが大事、ここが時間がかかるのかなというふうに考えています。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 もちろんもともと地元に住んでおられた方の意向というのは大事ですし、開発が乱開発にならないように、あるいは先ほど午前中も話出てましたけれども、町の町並みであるとか、自然であるとか、そういったことの保護というのは非常に大事なことだと思います。

県の特別指定区域の制度を見ますと、まちづくり協議会というのを発足させてという話になってます。そこでまず自主的に話をするという話で進んでおりますが、これ現在まちづくり協議会、どのぐらい立ち上がっておりますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 先ほど答弁の中で太子町内の特別指定区域、延べ38区域あると、指定してるというふうにお答えさせていただきました。

多くは地縁者の住宅が建てられるようにというところで、制度が変わった際に町主体で区域を設定したというところが大半ではございますが、今まちづくり協議会としましては特別指定区域制度を設定するために3地区設立をされております。斑鳩のほうでは地元の課題解決のためのまちづくり協議会というものが立ち上げられてございまして、計4つございます。

ただ、その中で、阿曾地区、下阿曾地区のほうは今休止中ということを知っています。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 4つということで、これが多いのか少ないのかというと、町全体のもっと土地活用ということを考えたら、もっと活発にやってもいいのかなという印象を持ちます。

町全体、つまりまちづくり協議会というのは自治体ごとですから、町全体、もうちょっと広域にわたるところというのは町がイニシアチブを取ってそういったことをやってるという、そういう認識でよろしいですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 町施策としてやっていくところというのは、町がやってきました。



○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 あと県としてはどうなのですかね。知事も代わりまして、たしか公約の中には市街化調整区域の変更とかという公約もあったやに思いますけれども、あまり県としてのあれは変わってないですか。

といいますのは、例えば千葉県とか、東京都に近いからかもしれないですけど、そういった線引きを変更していくような取り組みとかやってる都道府県もあるものですから、兵庫県としては今どんな感じですかね。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 他府県におきましては逆線ということで調整区域を決めていくんじゃなくて、調整区域をやめていくというような取り組みをしているところもございます。

兵庫県におきましては、条例において調整区域の立地がしやすいように、そのあたり手当をしてございますので、兵庫県としては条例による特別指定区域制度、これを活用していこうというような方向と聞いています。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 まあちょっとそれは県の問題なのでここで話しても難しい。でしたら、特別指定区域というのを活用した土地活用というのを町としてももっと積極的に取り組んでいただきたいと思っています。

コンパクトシティーの考え方というのは非常によく分かるのですが、今回の施政方針演説の中でも若年代が非常に、つまり県下随一若い世代の比率が多いということで、これはうちの太子町の子育て政策頑張ってるのですが、それが特に優れているというよりは、先ほど総務部長からありましたかね、太子町が持ってるその立地のよさであるとか、交通の便のよさであるとか、ＪＲもバイパス等もそうですが、そういったことによって皆が太子町に住んできてるという面はあるんじゃないかと思います。であるならば、そういった特性をもっと生かしたことをすれば、太子町というのはもっと発展するポテンシャルがあるんじゃないかなと考えております。

ですから、町のよさをよく保存しながら、だから住宅地もそうでしょうし、先ほど話しました事業所を誘致する場所であるとか、商業地を誘致するような場所をもっと積極的に開発して、人口とかにぎわいを増やすという方向にかじを切ったらどうかなと考えているのですが、どうですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 今回調整区域の土地利用計画をまとめさせていただきました。これを実現化していかないといけないというところで、どうやったら実現できるかというところを来年度予算計上させていただいてますので、その中でどんな方策が一番よいのか検討して、積極的に土地の活用というところを進めていきたいと考えています。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 地方創生ということが叫ばれてから大分久しいです。

ただ、あまりちゃんと進んでる状態ではないですが、このコロナ禍も受けまして、東京の一極集中というのがだんだん地方分散に変わってきてるという流れは確実にあると思います。令和３年になって東京都でついに人口が転入超過が減ったということですよね。つまり、人口が減ってきている。過去にドーナツ化現象として人口が減った例はあるとは思いますが、今のこの流れというのは、例えばこのコロナ禍の中で確実に進みましたリモートワークであるとか、Ｚｏｏｍ会議であるとか、そういったこともあって、これからの時代の流れとして、地方への人の移住

というのは進むと考えております。

ですから、そういう意味では、これから地方都市が発展していく上で、非常にチャンス時代だと私は考えてるのです。ですから、町としてそういったことに向けて、法人税、それから固定資産税の増加、それから人口増加、そして子供が育って、またそこに戻ってくるという、午前中にも話ありましたが、そういった好循環をつくっていくためのチャンスではないかと考えております。

ですから、そういった土地利用ということに関してももっと積極的に取り組んで、町として発展を目指すべきじゃないかと考えておりますが、これは町長いかがでしょうか。

**○議長（中島貞次）** 町長。

**○町長（服部千秋）** 先ほど来、出原議員が言われてるような方向性で私も考えております。そして、そのことを可能にするための準備をするために、太子町土地利用基本計画を進めています。これによって、経済建設部長がこれまでも説明してきておりますが、しかしこれによって地元の方たちとのお話し合い等、いろんな事柄がこれから順次複数のところで進んでいくことと思われれます。

皆さんと町といろいろと協力しながら、午前中にもその人口のこともありましたが、私自身は願わくば本当に太子町の人口が増えればなと本気で思っています。そのためにこそこの計画を生かして、様々な課題を乗り越えながら、これまず第一歩でございますので、そう簡単に1年、2年でできるものではございませんが、時間をかけて本町として取り組んでいきたいと考えております。

**○議長（中島貞次）** 出原賢治議員。

**○出原賢治議員** 本日は2つの側面から質問させていただきました。

1つ目は、町の魅力という意味で、文化財というものの、歴史の文化というものを守って進めていく、どうしたらいいかということ。

2つ目は、産業、商業、そういった町の経済が発展するためにどうしたらいいかと。

これは繰り返しますが、地方創生のトレンドからいえば、そういったことが、先ほど話出てきたような、1つの新しい価値ではない。太子町の魅力をもっと増やして行って町を発展させていくという、そういうことではないかというふうに考えてます。

だから、そういった太子町の利点を生かす視点で明確な方針を示すといえますか、町の未来像というのを創るといえますか、そういった観点で調整に取り組んでいただきたいと思います。今日は教育次長と経済建設部長が主に答えていただきましたが、やはりそういったことというのは町としての政治判断といえますか、方針が大事だと私は思ってます。ですから、今日話した2つのことに関しても、やはり町長がそれをそういう方向で進めていくというか、引っ張っていくというか、そういった意思を示していただきたいなと考えておりますが、最後にいかがでしょうか。

**○議長（中島貞次）** 町長。

**○町長（服部千秋）** 私の一存でどうこうじゃなくて、これまでも内部でいろいろと協議をしながら進めてきております。その結果としまして、今後段の太子町土地利用基本計画はこれを進めようということで進めています。

前段の民俗資料館につきましては、まだ今後教育委員会の中でも議論を進められるものだと思いますので、踏み込んでちょっと差し控えたいと思いますが、教育部局といろいろと相談をしながら進めていきたいと考えています。

**○出原賢治議員** 終わります。

○議長（中島貞次） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。  
暫時休憩します。

（休憩 午後 3 時46分）

（再開 午後 3 時52分）

○議長（中島貞次） 再開します。  
引き続き、一般質問を続行いたします。  
次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 12番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問を行います。  
本日一般質問の最後になりますけれども、質問に対しましてよい回答をいただけるようでしたら早く終わろうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず1. 出産前後の女性に寄り添う「産後ドゥーラ」の活用を。

産後ケアのさらなる拡充を図るため、改正母子保健法が2019年12月に公布され、この改正法では事業の実施を市町村の努力義務とすることなど、事業自体を初めて法律上で明確化したほか、対象者を「出産後1年以内の母子」と明記し、心身の状態に応じた保健指導や療養に伴う世話、授乳指導、育児相談などを行うことや、妊産婦の相談をワンストップで受け付ける子育て世代包括支援センターなどの関連機関と連携することなどが盛り込まれております。産後の母親に寄り添い、家事や育児の訪問支援を行うことが重要になってまいります。

そのサポートをできるのが産後ドゥーラでございます。当町においても産後ケアを今後進める上で大変有効であると考えますが、当局の見解をお伺いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 産後ケアにつきましては、対象を「出産後4カ月まで」、これを「出産後1年まで」に拡充するよう、病院と調整中でございます。産後ケアの契約病院は、姫路赤十字病院、姫路聖マリア病院、製鉄記念広畑病院、小国病院でございます。

現在、調整をしておりますけれども、コロナ禍であるため、病院も再入院を受け入れていないところもございます、契約を締結しましてもすぐには利用が難しい状況がございます。

それから、産後ドゥーラの活動内容にある育児支援につきましては、保育園の一時預かり、ショートステイ、ファミリー・サポート事業で実施しておりまして、専門職による育児相談、支援につきましては産前産後サポート事業にて助産師の訪問、また妊産婦より相談があれば保健師も訪問や電話等で適宜対応している状況でございます。

それから、家事支援につきましては、令和4年から「養育支援訪問事業」としてヘルパー派遣事業を開始する予定でございます。

産後ドゥーラにつきましては、現在まだ広く普及しておらず、太子町でも活動展開をできる支援者が少ない状況でございます。

公共のサービスが利用できない方々への社会資源の1つとして情報提供を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 産後ドゥーラの活用をということで、今生活福祉部長がおっしゃいましたように、これからこの地域ではもっと増えていくこの産後ドゥーラだと考えております。

この年が明けました1月に産後ドゥーラ協会の理事で元中野区の区議会議員の梁川妙子様より産後ドゥーラの実践報告と国事業の動向と題した研修会に公明党兵庫県本部の女性局全員が参加をいたしました。

このときに、ドゥーラ、初めて私も聞きました。なかなか聞き慣れない言葉で、意味も分かりませんでしたけれども、ギリシャ語でほかの女性に寄り添い、支援する経験豊かな女性を意味するそうです。2012年に一般社団法人ドゥーラ協会が民間資格として立ち上げ、この2022年1月現在、全国で630人が取得をしております。まだまだ少ないと言われるとおりでございますが、また産後ケアを行う専門職に現在保健師、助産師、看護師に加えて、この民間の認定資格である産後ドゥーラも含まれるという厚生労働省の見解も参議院の予算委員会、決算委員会のほうでもありました。

現在、太子町でも行っております、先ほど生活福祉部長が言われました産後ケア事業、産前産後サポート事業等々、産後の母子を対象とする短期入所、それからデイサービスに加え、そのサービスを受けた後、おうちに帰ってから、ああやっぱり昼間御主人は仕事に行く、そしてじいちゃんばあちゃんを頼りにできない、そういう状況にある方の元にこの産後ドゥーラが訪問をし、サービスを受ける。これが切れ目のない支援ということで、今回提案をさせていただいております。今回あとも質問をするのですが、今回4月から行われるという養育支援訪問事業、これ載っておりますが、それもケアの1つというふうに捉えております。そうだと思います。

この産後ドゥーラの方については、そのときの勉強会の中の話では、家事とか育児を1人のドゥーラの方が支援をすると、そういう訪問支援が中心です。食事づくりから掃除、洗濯、赤ちゃんのお世話など幅広いサポートを提供できるのが産後ドゥーラでございます。家事だけなら家事支援ヘルパーですが、赤ちゃんに触ることはできません。育児だけならベビーシッターですが、家事ができません。その両方を提供しながら、赤ちゃんの母親が必要なことを察して、例えば今夜泣きがひどかったから疲れてる、眠りたいのか、またしばらく赤ちゃんと離れたたい、そういう気分のときもあります。1人になりたいのか、何をしてほしいのかに寄り添って、母親が安心できるように支えるのがこの産後ドゥーラだとお聞きをしました。

今後産後ケアが充実されていくことは法律にも明記を今回もされているように、いろんなサポートをする方が出てくると思います。この機会に、まだ名前は知られておりませんが、やはり兵庫県でも阪神間、そしてこの西播地域でも、人数は少ないとはいえ、その産後ドゥーラの仕事でもって訪問支援をされてるという方にも話を聞いてますので、今後そういう民間の力を活用できるような仕組みをつくっていただきたいなあとということで今回提案をさせていただいております。

今回、だからすぐにその方たちを活用したらというふうなことまでも言いませんけれども、今後国がそういうふうな産後ケアを充実させるという方向で今進んでおりますので、この産後ドゥーラという言葉も、そして仕事もしっかりと押さえていただきながら仕組みをつくっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私もこのドゥーラという言葉調べますと、今議員言われたとおり、同じところで調べたのか、他の女性を支援する経験豊かな女性ということで、ギリシャ語ということなのですが、日本においても一昔前はやっぱり各地区地区にそういう経験豊富な方々がいらっしゃって、初産の妊婦さんとかに指導したり、あとフォローしてくださったというようなよい地域コミュニケーションがあったかと思うのですが、今やはりそういったことがなくなっている時代でございます、それに代わるようなこのドゥーラが存在になっていくのかなというところで、非常に悩ましい面もあるのですが、やっぱり必要なことではないかというふうな認識を持っておりますので、今回勉強させていただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 本当に東京都のほう、関東地方のほうでは、この梁川さん、先ほど研修を受けたときの理事のほうからもお話を聞きましたけれども、中野区議会議員のときにこの産後ドゥーラの制度を費用面、中野区のそういう産後のケアにつきましては、産後ドゥーラの方がほとんどいろんな養育支援、また家事支援、育児支援に入っているということで、ネットで調べていただいたら、この阪神間はまだまだ個人事業としてやられる方が多いのですけれども、関東地方のほうでは産後ドゥーラというのがもう当たり前になってきてる。1人で育児支援も家事支援も、それから心のケアも全部できるということで、それとまた民間の認定資格でありますけれども、しっかりとしたサポートのもと70時間の講習を終え、人間的にもというか、しっかりとしたそういう経験豊かな、だから25歳以上の方で現役でこの仕事に携わっている方は70歳を超えている方もいらっしゃる。その経験を生かしながらされてるということでありますので、今後もっともっと研究をしていただきたいと思います。

今、国ではこども庁の設置ということがこの間のニュースでも閣議決定をしたということがありますけれども、この子育て支援に関する新法を成立させて、子育て世帯への訪問支援事業を含む新たな給付事業を恒久的に制定するということがもう既に決まっております。しかも、2年先からはこの新法の成立の下に産後ケアを充実をさせていく。この根底には、今増え続けている児童虐待、そういうものがありまして、そこの部分を産後ケアなどで施設に7日間とか入らせてもらって赤ちゃんと母親のケアをしても、帰ってきてからが1人になってしまう。そういう手助けをできる人がいない。そういう方にそういう産後ドゥーラの方に入っていて、お母さんの要望を聞きながら、精神面も一緒にケアをしていくというふうなこの仕事が今後厚生労働省でも専門職の1つであると認められている以上、増えてくると思うのですね。

ですので、今回養育支援のほうで使われてるのは子育て世帯の訪問支援臨時特例事業という国からの補正予算と考えていいのでしょうかね。予算書を見る中では、その言葉がちょっと私見つけられなかったのですけれども、その点についてちょっとお聞きしてよろしいか。

**○議長（中島貞次）** 生活福祉部長。

**○生活福祉部長（嶋津一弥）** 財源につきましてはちょっと確認してないのですけれども、歳出予算のほうでは1時間当たり2,600円ということで委託料として計上させていただいております。

**○議長（中島貞次）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 今回、臨時的に子育て世帯訪問支援臨時特例事業というのが新法成立までの2年間の間ですけれども、臨時的に国から措置をされております。

ですから、あるところでは既に先行して産後ケア、市町が関わってやってきた事業の後に訪問支援をするという制度をこの子育て支援の訪問臨時特例事業の財源をもってされているということをお聞きしておりますので、もう今からはもう間に合いませんけれども、あと2年後にはそういうふうな訪問支援事業が新たな恒久的な制度となってくるとことはもう確実ですので、そうすると関東のほうで既にやっている産後ケア、いろいろな支援があると思います。家事だけとか、育児だけとか、それぞれ当事者が、利用者が望む形で支援をお願いすることができるというのがもう関東のほうでは早くから始まっておりますので、それはいずれこの地域にもやってくると思っておりますので、今のうちに今行政が関わってやっている事業の後の訪問支援事業についてしっかりと検討していかなければ、まだ時間がありますので、いざ始まるとなるとまた人材がどうか、どこに委託しようとかいろいろあるので、それはもう今からでもその準備を始めていただきたいと思いますので、その点はよろしく願いをしたいと思います。

この産後ドゥーラはなかなか聞き慣れないことということで、今日質問させていただきまし

た。本当に今児童虐待、多いのが母親が虐待の原因となっている。その原因は、子育てのスキルが不十分なまま孤立した子育てで母親が追い込まれ、追い詰められているという現実があります。また、特にコロナ禍では実家の母親や友人などの支援が得られない、ママ友との交流もできない、孤立して産後鬱も増加している、こうした虐待に対する予防効果が一番高い、切れ目のない産後ケア、そして訪問支援、この2本立てが一番お母さんにとって子供を育てる上で心が安定する、またあしたも頑張ってやっていこうという気持ちが出てくるというふうなことも言われておりますので、今後しっかりと産後ケアのその次のケア、訪問支援について、この4月から始まる養育支援事業だけではなく、いろいろな門戸を開けておく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議員おっしゃるとおりでございます、まず令和4年度から始める事業を皮切りに、それから先の政策も見据えて考えていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、今回この質問させていただきました。また、ほかの県、また東京都とか静岡県とか埼玉県とか、あちらのほうでは本当に活発にこのドゥーラの訪問支援事業されておりますので、それも参考にしながらぜひ研究をしていただいて、太子町の訪問支援事業、産後ケアの充実に努めていただきたいと思いますと申し上げまして、1番の質問を終わります。

次に、2. 令和4年度の施政方針から質問をさせていただきます。

(1) 子育て支援の充実の1つとして、「養育支援訪問事業」として出産後の支援が必要な家庭へのヘルパー派遣事業を開始するとありますが、詳細説明を求めます。

(2) 令和3年9月に稼働した学校給食共同調理センターでアレルギー対応食の提供を開始するとありますが、提供方法、対応食品、対象者見込みの数等の説明を求めます。

それと(3)環境保全活動の推進として、国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けて県や近隣市町の動向を注視しながら地域の特性に応じた取り組みを検討するとありますが、詳細説明を求めます。また、1年前の本会議で「町も気候非常事態宣言をしよう」ということで一般質問をさせていただきましたが、その後検討をされたのかどうかについてお聞きをします。よろしくをお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私のほうから(1)と(3)について御答弁申し上げます。

まず、(1)の養育支援訪問事業の詳細説明でございます。

当町の養育支援訪問事業といたしましては、特定妊婦がいる御家庭やネグレクト等の虐待がある家庭など、養育支援の必要性があると判断した町内在住の要保護、要支援等児童などを対象に、家庭児童相談員、精神保健福祉士、保健師等が訪問いたしまして、各種の相談を受けて、必要な助言、支援を実施しておるところでございます。一例といたしまして、出産後間もない母親が育児ストレス、産後鬱状態、育児ノイローゼ等の問題によりまして、子供の食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態になる家庭もございまして、放置しておくと虐待とか不登校に発展するおそれが生じてまいります。

現在の職員体制におきましては、家庭内の育児、家事援助まで支援できない現状であることから、令和4年度より新たに養育支援訪問事業の一環といたしまして、食事の世話、それから衣類の洗濯、掃除、離乳食づくりなどの家事支援を行うヘルパー派遣を開始いたします。このヘルパー派遣方法といたしましては、介護保険制度あるいは障害福祉制度の居宅サービス事業者等へ委託して実施する予定でございます。来年度予算が通りましたらでございますけど、5月から事業

者を公募する予定でございます。

続きまして、(3)カーボンニュートラルの実現に向けてでございます。

国が目指す2050年カーボンニュートラルの実現に向けまして、播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町によるスケールメリットを活かした広域事業といたしまして、緑のカーテン栽培講習会による省エネ対策の促進、それで姫路環境フェスティバルに共同出展し、パネル展示や自転車発電など、ごみの減量化とかりサイクル、環境保全等の環境問題につきまして、住民への関心と認識を高めております。また、公共施設における太陽光発電設備の設置、資源ごみ集団回収の促進、食品ロス削減を目的としたフードドライブ事業の展開など、様々な分野で温室効果ガス削減につながる施策を実施しております。

脱炭素による環境に負荷をかけない持続可能な社会を構築していくため、今後も住民、事業者、行政がそれぞれ担うべき役割や責任を明確にし、各主体が連携、協働できる地球温暖化防止施策を推進していきます。

ちょうど1年前の一般質問で提唱いただきました「気候非常事態宣言」でございますが、国連気候変動枠組み条約第26回締約国会議（COP26）でございます、ここでは世界の企業がCO<sub>2</sub>排出削減に向き合う姿勢で評価される流れが明確になりまして、我が国におきましては、パリ協定の目標でございます世界全体の気温上昇を2度より十分下回るように、さらに1.5度までに制限する努力を継続するというパリ協定の目標を踏まえて、2020年10月、「2050年カーボンニュートラル」を宣言いたしました。

これに先立ちまして、我が国の地方では2050年カーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明する自治体が増加しております。今後、市町村は地域における脱炭素化の促進区域、それから調整エリアを区分しまして、再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定める努力義務が課されております。国は、2030年度までに少なくとも全国で100か所の「脱炭素先行地域」をつくるロードマップを策定しておりますので、本町におきましても「ゼロカーボンシティ宣言」するにふさわしい計画に向けて取り組んでいく所存でございます。世界的な取り組みが進められる中にありまして、住民や町内企業へ脱炭素化意識を高めるため、計画策定までの間も啓発活動に重点を置いて、今後の施策の展開時に大きな効果が出せるように努めていきたいと考えております。

「気候非常事態宣言」、この宣言よりちょっとさらに一歩進んだ段階で地方も進んでおりまして、宣言を出さないうちにゼロカーボンシティ宣言ということで、既に対策をしていくという宣言に変わってございますので、太子町におきましても「ゼロカーボンシティ宣言」のほうへ移行させまして、計画策定と歩調を合わせた宣言時期を探っていきたいと考えてございます。

以上でございます。

**○議長（中島貞次）** 教育次長。

**○教育次長（栗岡正則）** 私のほうからは2番のアレルギー対応食の提供についてお答えさせていただきます。

幼稚園、小中学校の給食時におけるアレルギー対応食につきましては、令和4年4月から提供をさせていただきます。

提供方法としましては、給食センター内のアレルギー対応室で調理した対応食を対象者専用の容器及び籠に入れ、各学校園へ配送いたします。学校園に到着後、管理職が受け取り、直接または担当教員が対象者へ持参いたします。本年2月には全学校園におきまして、学校園管理職及び養護教諭、給食配膳員に参加いただき、管理課指導主事及び給食センター職員、栄養教諭が配送方法についての研修を行ってございます。

対応品目につきましてですが、鶏卵と乳の2品目になります。令和4年度の対応食提供者の見込み数につきましては、全学校園で20名弱になる予定でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、ちょっと確認だけさせていただきます。

この養育支援の訪問事業、一部産後ケアにも関わるのかなあと思うのですが、出産後の支援といえばさわやか健康課、それでこのたびの養育支援は社会福祉課が担当となっておりますよね。これのすみ分けというのは、産後ケアにはならないのか、社会福祉課のほうがもう主導でやっていくのか、ちょっとその部分についてお聞きします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 取りあえず、4年度事業開始ということで、さわやか健康課と、それから社会福祉課分かれた状態で始めることになります。こども庁ができましたら、多分そういった施策も一本化になっていくものと考えてございまして、いずれは子育て支援事業は町組織としても一本化していくべきであるという、その認識は持っております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 5月からこの委託先、居宅介護事業所について公募するということですが、これは1か所だけなのか、複数になるのか、それについてお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 事業者へは、先ほどもちょっと申し上げたのですが、1時間2,600円ということで、消費税、交通費込みで2,800円ということで、何も1業者でなく、この条件でサービス提供してくださるところということで、複数応募があれば複数登録いたしますし、その数の制限は現在考えてございません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それと、居宅介護のほうからヘルパーが行かれるのですが、まだ先の5月からですが、この方たちは介護のほうの仕事をして、今度育児の支援も入ってくるわけですが、そういう子育て経験も含めたそういう研修とかは今後されるのでしょうか。もうそのまま普通に介護の方のおうちに家事をしに行ってるような、そういうことだけで済まされるのか、その点についてお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 現在、そこまでちょっとまだ煮詰めてはないのですが、5月の公募時期までには考えなり、制度自体固めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 これからということであまり煮詰まってないのかなあと思いますので、先ほど言われましたように、さわやか健康課と社会福祉課がしっかりと連携を取りながら、そういう困っている人のおうちに行っていただく中で、虐待とかが起こらないようにとか、子供がちゃんと育つようにとか、そういうふうなことが目配り、また家事支援ができるように、そういう事業所を選んでいただきたいと思いますので、これについてはよろしく願いをいたします。

それと、2番のほうに行きますけれども、アレルギー対応の食事ということで、結局これは提供方法の流れについてはお聞きしましたが、除去食になるのでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 鶏卵、乳につきましては、除去が基本となりますが、除去し切れない



場合もございます。そういった場合は、違ったメニューを作成するということになります。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 違ったメニューということは、その代替食ということになりますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） おっしゃるとおりです。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 対象者見込み、令和４年では学校園全部で20名程度と言われてましたけれども、この給食センターで対応できる上限数というのはどれぐらいいけますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） その辺につきましては、現在把握しておりません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このアレルギー対応食については、私が議員になった当初からアレルギーの対応食をしてほしいというような要望がある中で、旧の給食センターでは対応ができないということで、と言いつつも献立表を工夫してもらったり、マヨネーズとかそういう卵を使ったものを今回の料理には使ってますよという、アレルギーの児童を持っている保護者の方にも分かるように工夫をしていただきましたけれども、いよいよ今回除去食でもアレルギーの対応ができるということで、やっぱり保護者の方、すごい喜んでおられます。

その当時なかなかできなくて、やっぱり施設的なものもあって、今回そういう除去食でもできる給食センターの部屋がしっかりできたので、ただやっぱりこのセンターで対応できる上限数を決めておかないと、過度な提供になるとやっぱり事故が起こりやすくなるので、それは決めておいて、もうやっぱりこう優先順位というか、それをやりながらしないと命に関わる問題が出てきます。アナフィラキシーになったりすることがやっぱり心配をされることですので、この点については今後確認をしていただきたいと思いますと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 確認いたしまして、後ほど御報告させていただきます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、次の学校給食における食物アレルギーの対応のマニュアルというのはもう作成済みのように思いますが、確認させていただきます。どうですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） マニュアルは作成しております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そのマニュアルに沿って、この２月に学校の関係者が寄ってアレルギー対応食を作る、提供する、クラスに運ぶ、そしてそのアレルギー対応の子供に食べてもらうという流れが確認をできてるんだと思いますけれども、この作る現場、また働く現場もそうですけど、やっぱり学校の生徒・児童のほうにもアレルギーの怖さをお伝えというんか、やっぱりそれは伝えておかないと、何でその子だけアレルギーの対応食なんやというふうな疑問もあるし、万が一、自分らが食べてる食べ物がアレルギーを持ってる子供にとってはちょっとかかっただけで重篤な状況になることもあるので、その生徒に対する理解を深めるということも大事だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 議員仰せのとおり、命に関わる問題でございますので、しっかり周知徹底してまいります。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 よろしくお願ひします。

長い間、この疾患を持つ子供の保護者から、やっとできたなというふうな言葉も受けまして、いよいよ提供をすると、やっぱり無事故で給食が続けられるように、また子供とまた保護者、学校、給食センターがそれぞれ情報提供、共有しながら、子供たちの笑顔あふれる安心・安全な給食の提供となるようにしていただくことを望んでおりますので、よろしくお願ひします。

それと、3番目の環境保全活動の推進として、今時代はカーボンニュートラルということは理解します。

今まで気候非常事態宣言したところの宣言の中にも既にそれは書き込まれてるのですね。どっちかというたら、もう一体物、気候が今世界中で変動があつて、そういう地球の温度が上がってきてる、そういうことが災いとなって各地でいろいろな災害が起きてきている、だからこの気候非常事態宣言をして、その中にもカーボンニュートラルを含めながら2050年、次の私たちの代の子供たちにこの地球の環境がこれ以上悪くならないように取り組んでいこうという趣旨ですので、「ゼロカーボンニュートラル宣言」をいつ宣言するか考えていきたいということでしたけれども、私は「気候非常事態宣言」のほうがすごい町民にとっても分かりやすい言葉でありますので、そういう分かりやすい言葉で町民に発信しながら、今までそれぞれがやってくるリサイクルとか、緑のカーテンとか、太陽光発電をつけるとか、フードドライブとか、そういうのは町民一人一人に関わってやってもらわないといけないことですから、分かりやすい言葉で発信をするというのが大事なと思うのですけれども、やっぱり頭は「ゼロカーボンニュートラル宣言」にしたいわけですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 国が「2050年カーボンニュートラル宣言」いたしまして、2030年度までに46%の削減という目標を打ち出しまして、令和3年度中に環境省近畿地方環境事務局環境対策課による説明が播磨圏域連携中枢都市圏の8市8町を対象に、直接説明会がございました。1回目の説明会が令和3年10月20日でございます、姫路市におきまして行いました。2回目はちょっとコロナ禍でございましたので、ウェブ会議になったのでございますけれども、令和4年1月19日に説明がございました。

この中で、全国的に各市町村が計画をつくっていくわけでございますけれども、この脱炭素先行地域に選ばれますと、通常の補助金よりも高い補助率で補助金が頂けるということになってございます。そういった中で、選定基準を選ぶときに、このゼロカーボンシティ宣言をしているところのほうが選ばれやすいですよという説明がございましたので、名称にはこだわらないのかもしれないかもしれませんが、一応そういうことで説明がありましたので、そちらのほうで宣言をしたいなという考えでございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そういう補助金絡みのことでしたらちょっとは理由も分かりますけれども、今まで多くの市町でこの2022年1月31日時点でもう全国116の市町、団体が、この気候非常事態宣言をやっているわけですね。それからいうと、えらい国は後出しじゃんけんで、補助金なんかそんな差別化してみたいな、ちょっと理不尽に思うのですけれども、ゼロカーボンという宣言の中でも、もっと分かりやすい言葉でやっぱり町民、高齢者、特に横文字のアルファベット、物すごい分かりにくいです。もっと身近な生活の中でやっていけることをストレートに、みんなにやってもらいたいことを素直に言うということがこの対策を進める肝かなあとと思いますので、今後宣言はどういう形でされるか分かりませんが、とにかく分かりやすく発信するという

ことに努めていただきたいなあと思いますので、その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひますので、これで今回の施政方針についてからは終わりとさせていただきます。

次に、最後になりますけれども、3. 兵庫県の財政改革の影響はというところで、兵庫県の齋藤知事は「行財政運営方針」を発表し、事業の廃止、見直しの対象を最終案で58事業で、今まで地域活性化のために市町へ配分されてきた交付金などを減額するとの新聞報道もありました。

見直し案は、昨年12月、県が公表をし、自治体への交付金削減も含まれていたため、各市町から「説明が不十分、そして唐突過ぎる」という批判が噴出をしたため、県は今年1月、激変緩和のための措置等を加えた修正案を示しました。この改革で、令和4年度のこの太子町の予算において、影響のある事業や財政への影響を説明求めます。また、激変緩和ということで来年度はしないけれども、今後影響が出てくるであろう事業についてもお伺ひをしたいと思います。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） お答えします。

昨年12月に発表されましたこの「行財政運営方針の見直し」の一次案の段階で本町への影響がまず懸念されましたのが、「ひょうご地域創生交付金」と「老人クラブ活動強化推進事業補助金」、また「バス対策費補助金」、本町の予算面におきましては「市町振興支援交付金」となっておりますが、この3つが影響が出るということが一次案で示されました。

その当時の見直しの内容でございますが、ひょうご地域創生交付金は廃止、老人クラブ活動強化推進事業補助金は老人クラブ1クラブ当たりの補助額を上乗せしている部分を見直されまして、国庫補助と同額にした上で、さらに内容も見直すというもの、またバス対策費補助金につきましては、県と市町の負担割合を令和6年度以降に見直すというものでございました。

これらの補助金の必要性につきまして、他の市町とともに県に対して意見を提出しましたところ、その後1月に示されました修正案では、「ひょうご地域創生交付金は予算規模を半分、半減させて令和4年度まで継続する」、さらに、その後2月の最終案が示された段階では、「老人クラブ活動強化推進事業補助金は令和5年度からの見直しを検討する」という表現に改められました。これらの結果、令和4年度に影響が生じるのは「ひょうご地域創生交付金」でございます。先ほど申しました補助の対象の事業費の予算が半分になることになりまして、2分の1、もともと事業費の2分の1が補助されるものでございましたが、それにこれが半減されることとなります。本町におきましては、例年補正予算において措置しておりますので、当初予算にこの歳入は計上してございません。

ですので、3つの補助金、交付金のうち、令和4年度の今後の予算の影響が発生するのは、この「ひょうご地域創生交付金」でございます。他の2つのバス補助金、老人クラブの補助金につきましては令和5年度、6年度に影響が生じる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回の財政改革の影響、今お話ししていただきました。ひょうご地方創生交付金はかなり期待はしてたのですけれども、毎年町としては使い勝手がいいなあということで期待してたのですけれども、これがもうこの令和4年度で終わりで、なおかつ半分ということで、これ金額的にはどれぐらいそれがもうなくなるのですか。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 市町におけます町の部分で採択される事業費の上限が5,000万円とされてるものでございますので、通常でしたら現行5,000万円の2分の1、2,500万円相当が上限額でございますけれども、市町の上限枠とされております。これが予算額が半分になりますので

2,500万円の上限額の事業費となりまして、さらにその2分の1の補助額になりますと1,250万円が上限額になるというふうに想定しております。

以上です。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 やっぱかなり大きいお金が廃止となるということで、大変だと思いますけれども、これが何に使われてたかによって影響が出てくると思いますので、そこはしっかり精査をしながら、福祉の低下とか、皆さんのそういう活動に影響のないようにまた考えていただきたいと思います。

それと、老人クラブの活動強化事業、これも新聞でもる載っておりますけれども、令和5年から見直しを検討するということで、内容はもう全然これからということで、来年度の手前で発表されるということで理解してよろしいか。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 当初示されておりました内容が全て見直しされるということを聞いておりますので、現在のところは明確な見直し案というものは出ておりません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 このたび新聞報道でも齋藤知事の行財政改革についていろいろと意見も出たり、批判もあつたりしましたけれども、県がすることに対して、あまり理不尽な切り方をしてくる場合は、また市町の町長会とかで意見を言っていて、意見を言っていたから今回ちょっと待ったがかかって、その廃止の時期とか、また見直し時期が後にずれたと思うのです。ですので、これは町長頑張っていたきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） このたびにつきましても、市長会、または町村会のほうで会長を中心としてそういう今井村議員が言われたような動きがございました。私としましては、町村会のほかの町の皆様方と協力しながら対応してまいりたいと思っています。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今回のそういう財政改革で住民福祉に関係するもの、また地域コミュニティーの活性化に関するものにつきましては、やっぱり後退による影響もよく考えていただきまして、見直し、削減、廃止等についての該当事業者の、利用者の意見もよく聞いていただき、そして県に物も言い、町としても行革によって利用者に負担が行かないように検討をしていただきたいと考えておりますので、その点よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

次の本会議は3月4日午前10時から再開します。

なお、3月4日の本会議は改めて開催通知はいたしませんので御了承願います。

本日はこれで延会します。

（延会 午後4時49分）